官報
（号　外）
発行　内閣府
（原稿作成　国立印刷局）

目次

〔省　令〕
○総務省の所管する法令に係る情報通信技術を利用する方法による国の歳入等の納付に関する法律施行規則の一部を改正する省令（総務二四）　二
○更生保護委託費支弁基準の一部を改正する省令（法務九）　三
〔規　則〕
○東京電力株式会社福島第一原子力発電所原子炉施設の保安及び特定核燃料物質の防護に関する規則の一部を改正する規則（原子力規制委三）　五
〔法規的告示〕
○経済上の連携に関する日本国とインドネシア共和国との間の協定に基づく看護及び介護分野におけるインドネシア人看護師等の受入れの実施に関する指針の一部を改正する件（厚生労働八六）　三
○東京電力株式会社福島第一原子力発電所原子炉施設の保安及び特定核燃料物質の防護に関して必要な事項を定める告示の一部を改正する告示（原子力規制委二）　六
〔その他告示〕
○資源管理基本方針の一部を変更する告示（農林水産三五七）　六
○特定水産資源（すけとうだら太平洋系群、すけとうだら日本海北部系群、すけとうだらオホーツク海南部、すけとうだら根室海峡、するめいか、かたくちいわし瀬戸内海系群、ぶり及びみなみまぐろ）に関する令和八管理年度における漁業法第十五条第一項各号に掲げる数量を公表する件（同三五八）　三〇
○特定水産資源（まさば及びごまさば太平洋系群、まさば及びごまさば対馬暖流系群、ずわいがに太平洋北部系群、ずわいがに日本海系群A海域、ずわいがに日本海系群B海域、ずわいがにオホーツク海南部、まだら本州太平洋北部系群、まだら本州日本海北部系群、まだら北海道太平洋並びにまだら北海道日本海）に関する令和七管理年度における漁業法第十五条第一項各号に掲げる数量を公表する件（同三五九）　三三
○特定水産資源（くろまぐろ（小型魚）及びくろまぐろ（大型魚））に関する令和七管理年度における漁業法第十五条第一項各号に掲げる数量を公表する件の一部を変更する件（同三六〇）　三四
〔公　告〕
諸事項
裁判所
破産、免責、再生関係　三五
特殊法人等
土地家屋調査士名簿登録等関係　八一
地方公共団体
解散命令、教育職員免許状失効・取上げ処分関係　八二
会社その他
会社決算公告　八三

省　令

○総務省令第二十四号

情報通信技術を利用する方法による国の歳入等の納付に関する法律（令和四年法律第三十九号）第三条第一項の規定に基づき、総務省の所管する法令に係る情報通信技術を利用する方法による国の歳入等の納付に関する法律施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和八年三月十二日

総務大臣　林　芳正

総務省の所管する法令に係る情報通信技術を利用する方法による国の歳入等の納付に関する法律施行規則の一部を改正する省令

総務省の所管する法令に係る情報通信技術を利用する方法による国の歳入等の納付に関する法律施行規則（令和五年総務省令第十号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分（下線を含む。以下同じ。）をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
（法第三条第一項の主務省令で定める歳入等の納付） **第三条**　法第三条第一項の主務省令で定める歳入等の納付は、別表第一に掲げる歳入等の納付とする。 （法第三条第一項の主務省令で定める納付の方法） **第四条**　法第三条第一項の主務省令で定める方法は、歳入等の納付の通知に係る書面に記載された番号その他の当該歳入等を特定するに足りる情報（第六条第一項において「納付情報」という。）により納付する方法とする。 （法第四条の主務省令で定める歳入等の納付） **第五条**　法第四条の主務省令で定める歳入等の納付は、別表第二に掲げる歳入等の納付とする。 （指定納付受託者に対する納付の委託の方法） **第六条**　法第五条第一号イの主務省令で定める事項は、納付情報とする。 ［2　略］ 3　法第五条第二号の主務省令で定める書面は、次の各号のいずれかに該当する書面とする。 一　総務省から交付され、又は送付された書面 二　法第五条第二号に規定する方法による委託（歳入等を納付しようとする者の委託をいう。第十条第六号を除き、以下同じ。）を受ける指定納付受託者により作成された書面 **第七条～第十六条**　［略］	［新設］ ［新設］ （法第四条の主務省令で定める歳入等の納付） **第三条**　法第四条の主務省令で定める歳入等の納付は、別表に掲げる歳入等の納付とする。 （指定納付受託者に対する納付の委託の方法） **第四条**　法第五条第一号イの主務省令で定める事項は、歳入等の納付の通知に係る書面に記載された番号その他の当該歳入等を特定するに足りる情報とする。 ［2　同上］ 3　［同上］ 一　［同上］ 二　法第五条第二号に規定する方法による委託（歳入等を納付しようとする者の委託をいう。第八条第六号を除き、以下同じ。）を受ける指定納付受託者により作成された書面 **第五条～第十四条**　［同上］ ［新設］

別表第一（第三条関係）

項名	歳入等
一	電波法（昭和二十五年法律第百三十一号）第百三条第一項各号に掲げる者が同項の規定により国に納めなければならない手数料（同法第百二条の十九第一項各号に掲げる手続に係るものに限る。）

別表第二（第五条関係）

項名	歳入等
一	電波法第百三条の二の規定による電波利用料及びその延滞金

別表（第三条関係）

項名	歳入等
一	電波法（昭和二十五年法律第百三十一号）第百三条の二の規定による電波利用料及びその延滞金

別記様式（第14条関係）
［様式略］
［※１～３　略］

備考　表中の［　］の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。

附　則

この省令は、電波法及び放送法の一部を改正する法律（令和七年法律第二十七号）附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日（令和八年四月一日）から施行する。

○法務省令第九号

更生保護法（平成十九年法律第八十八号）第八十七条第一項の規定に基づき、更生保護委託費支弁基準の一部を改正する省令を次のように定める。

令和八年三月十二日

法務大臣　平口　洋

更生保護委託費支弁基準の一部を改正する省令

更生保護委託費支弁基準（平成二十年法務省令第四十一号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後

（委託事務費）

第六条　宿泊供与又は食事付宿泊供与を委託したときは、委託事務費として、委託先の区分に応じ、被保護者一人一日につき次の額を支弁する。

東京都の区の存する地域	町田市　横浜市　川崎市　大阪市	国立市　八王子市　豊田市　千葉市　名古屋市	さいたま市　小田原市　堺市　神戸市	泉佐野市
五、四四六円	五、三二一円	五、二九〇円	五、二五九円	五、一六六円	五、一三五円
大津市　京都市　奈良市　広島市　福岡市	仙台市　静岡市　岡崎市	豊橋市	ひたちなか市　宇都宮市　甲府市　岐阜市　津市　和歌山市	札幌市　栃木市　前橋市　長野市　松本市　富山市　金沢市　姫路市　岡山市　北九州市	新潟市　福井市　呉市　徳島市　福岡県糟屋郡須恵町　飯塚市　田川市　長崎市
五、一〇三円	五、〇四一円	五、〇一〇円	四、九七九円	四、九一七円	四、八八五円
上記以外の市町村					
四、八二三円					

2　［略］

改正前

（委託事務費）

第六条　宿泊供与又は食事付宿泊供与を委託したときは、委託事務費として、委託先の区分に応じ、被保護者一人一日につき次の額を支弁する。

東京都の区の存する地域	町田市　横浜市　川崎市　大阪市	国立市　八王子市　豊田市　千葉市　名古屋市	さいたま市　小田原市　堺市　神戸市	泉佐野市
五、二八六円	五、一六六円	五、一三六円	五、一〇六円	五、〇一六円	四、九八六円
大津市　京都市　奈良市　広島市　福岡市	仙台市　静岡市　岡崎市	豊橋市	ひたちなか市　宇都宮市　甲府市　岐阜市　津市　和歌山市	札幌市　栃木市　前橋市　長野市　松本市　富山市　金沢市　姫路市　岡山市　北九州市	新潟市　福井市　呉市　徳島市　福岡県糟屋郡須恵町　飯塚市　田川市　長崎市
四、九五六円	四、八九六円	四、八六六円	四、八三六円	四、七七六円	四、七四六円
上記以外の市町村					
四、六八七円					

2　［同上］

別記様式（第12条関係）
［様式同左］
［※１～３　同左］

第六条の二　更生保護施設に適切な人数の職員を配置した場合において、当該更生保護施設に宿泊するものとして宿泊供与又は食事付宿泊供与を委託したときは、前条の規定にかかわらず、委託事務費として、委託先の区分に応じ、被保護者一人一日につき次の額を支弁する。

東京都の区の存する地域	町田市　横浜市　川崎市　大阪市	国立市　八王子市　豊田市	さいたま市　千葉市　名古屋市	小田原市　堺市　神戸市	泉佐野市
六、三六三円	六、二〇九円	六、一七一円	六、一三三円	六、〇一七円	五、九七九円

大津市　京都市　奈良市　広島市　福岡市	仙台市　静岡市　岡崎市	豊橋市	ひたちなか市　宇都宮市　甲府市　岐阜市　津市　和歌山市	札幌市　栃木市　前橋市　長野市　松本市　富山市　金沢市　姫路市　岡山市　北九州市	新潟市　福井市　呉市　徳島市　福岡県糟屋郡須恵町　飯塚市　田川市　長崎市
五、九四一円	五、八六四円	五、八二六円	五、七八七円	五、七一〇円	五、六七二円

上記以外の市町村
五、五九五円

2　［略］

（特例）

第七条　［略］

2　認可事業者が、前項に規定する被保護者に係る委託を受けるため、福祉に関する専門的知識を有する職員（以下「福祉職員」という。）を指定施設に配置したときは、委託事務費として、前三条に規定するもののほか、当該指定施設の所在地の区分に応じ、福祉職員一人一月につき次の額を支弁する。ただし、認可事業者が、令和七年度に新たに福祉職員を指定施設に配置したときは、その額にかかわらず、一人一月につき六十万五千七百円を支弁する。

第六条の二　更生保護施設に適切な人数の職員を配置した場合において、当該更生保護施設に宿泊するものとして宿泊供与又は食事付宿泊供与を委託したときは、前条の規定にかかわらず、委託事務費として、委託先の区分に応じ、被保護者一人一日につき次の額を支弁する。

東京都の区の存する地域	町田市　横浜市　川崎市　大阪市	国立市　八王子市　豊田市	さいたま市　千葉市　名古屋市	小田原市　堺市　神戸市	泉佐野市
六、一六八円	六、〇二〇円	五、九八三円	五、九四六円	五、八三六円	五、七九九円

大津市　京都市　奈良市　広島市　福岡市	仙台市　静岡市　岡崎市	豊橋市	ひたちなか市　宇都宮市　甲府市　岐阜市　津市　和歌山市	札幌市　栃木市　前橋市　長野市　松本市　富山市　金沢市　姫路市　岡山市　北九州市	新潟市　福井市　呉市　徳島市　福岡県糟屋郡須恵町　飯塚市　田川市　長崎市
五、七六二円	五、六八八円	五、六五一円	五、六一四円	五、五四〇円	五、五〇三円

上記以外の市町村
五、四二九円

2　［同上］

（特例）

第七条　［同上］

2　認可事業者が、前項に規定する被保護者に係る委託を受けるため、福祉に関する専門的知識を有する職員（以下「福祉職員」という。）を指定施設に配置したときは、委託事務費として、前三条に規定するもののほか、当該指定施設の所在地の区分に応じ、福祉職員一人一月につき次の額を支弁する。ただし、認可事業者が、令和七年度に新たに福祉職員を指定施設に配置したときは、その額にかかわらず、一人一月につき五十八万二千五百五十九円を支弁する。

東京都の区の存する地域	町田市　横浜市　川崎市　大阪市	国立市　八王子市　豊田市　千葉市　名古屋市	さいたま市　小田原市　市　神戸市	堺　泉佐野市
六六七、二八九円	六四六、一〇〇円	六四〇、八〇三円	六三五、五〇六円	六一九、六一四円	六一四、三一七円
大津市　京都市　奈良市　広島市　福岡市	仙台市　静岡市　岡崎市	ひたちなか市　宇都宮市　甲府市　岐阜市　市　津市　和歌山市	札幌市　栃木市　前橋市　長野市　松本市　富山市　金沢市　姫路市　岡山市　北九州市	新潟市　福井市　呉市　徳島市　福岡県糟屋郡須恵町　飯塚市　田川市　長崎市	上記以外の市町村
六〇九、〇二〇円	五九八、四二五円	五八七、八三一円	五七七、二三六円	五七一、九三九円	五六一、三四五円

3～5　［略］

備考　表中の［　］の記載は注記である。

東京都の区の存する地域	町田市　横浜市　川崎市　大阪市	国立市　八王子市　豊田市　千葉市　名古屋市	さいたま市　小田原市　市　神戸市	堺　泉佐野市
六四一、八六三円	六二一、五二二円	六一六、四三七円	六一一、三五一円	五九六、〇九五円	五九一、〇一〇円
大津市　京都市　奈良市　広島市　福岡市	仙台市　静岡市　岡崎市	ひたちなか市　宇都宮市　甲府市　岐阜市　市　津市　和歌山市	札幌市　栃木市　前橋市　長野市　松本市　富山市　金沢市　姫路市　岡山市　北九州市	新潟市　福井市　呉市　徳島市　福岡県糟屋郡須恵町　飯塚市　田川市　長崎市	上記以外の市町村
五八五、九二五円	五七五、七五四円	五六五、五八三円	五五五、四一三円	五五〇、三二七円	五四〇、一五七円

3～5　［同上］

附　則

1　この省令は、公布の日から施行し、この省令による改正後の更生保護委託費支弁基準の規定は、令和七年四月一日から適用する。

2　前項の規定を適用する場合においては、この省令による改正前の更生保護委託費支弁基準の規定に基づいて支弁された費用は、改正後の更生保護委託費支弁基準の規定による費用の支弁の内払とみなす。

規　則

○原子力規制委員会規則第三号

核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（昭和三十二年法律第百六十六号）第四十三条の三の二十一、第四十三条の三の二十二第一項及び第六十二条の三の規定に基づき、並びに同法を実施するため、東京電力株式会社福島第一原子力発電所原子炉施設の保安及び特定核燃料物質の防護に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和八年三月十二日

原子力規制委員会委員長　山中　伸介

東京電力株式会社福島第一原子力発電所原子炉施設の保安及び特定核燃料物質の防護に関する規則の一部を改正する規則

東京電力株式会社福島第一原子力発電所原子炉施設の保安及び特定核燃料物質の防護に関する規則（平成二十五年原子力規制委員会規則第二号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、その標記部分が同一のものは当該対象規定を改正後欄に掲げるもののように改め、その標記部分が異なるものは改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削り、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後

（記録）

第三条　法第四十三条の三の二十一の規定による記録は、発電用原子炉ごとに、次の表の上欄に掲げる事項について、それぞれ同表中欄に掲げるところに従って記録し、それぞれ同表下欄に掲げる期間これを保存しておかなければならない。ただし、原子力規制委員会がやむを得ないと認めるときは、当該記録に代えて、原子力規制委員会が適当と認める措置によることができる。

記録事項	記録すべき場合	保存期間
一　（略）	（略）	（略）
二　運転記録（廃止措置対象施設に係るものを除く。） イ～ヲ　（略） ワ　第十四条第五号ロの施設運用上の基準に関する点検及び施設運用上の基準からの逸脱があった場合に講じた措置	（略） （略）	（略） 一年間。ただし、施設運用上の基準からの逸脱があった場合は、当該記録について五年間とする。
三～十二　（略）	（略）	（略）

2～6　（略）

（発電用原子炉施設の運転）

第十四条　法第四十三条の三の二十二第一項の規定により、発電用原子炉設置者は、次の各号に掲げる発電用原子炉施設の運転に関する措置を講じなければならない。ただし、廃止措置対象施設については、この限りでない。

一～四　（略）

五　発電用原子炉施設の運転に関する次の事項を定め、これを運転員その他の従業者に守らせること。

イ　（略）

ロ　運転員その他の従業者が発電用原子炉施設の状態に応じて定期的に又は必要に応じて確認すべき事項（施設運用上の基準（実施計画で定める発電用原子炉施設の運用に関する基準であって、当該基準を逸脱した場合に発電用原子炉設置者が講ずべき措置が実施計画で定められているものをいう。以下この条及び第十八条において同じ。）を逸脱していないことを確認するためのものを含む。）並びにその確認の方法及び実施頻度又は時期に関する事項

ハ　警報の発報、施設運用上の基準の逸脱その他の異状があった場合に運転員その他の従業者が講ずべき措置（次号の処置を除く。）に関する事項

六　（略）

七　施設運用上の基準を逸脱したときは、その旨を直ちに原子力規制委員会に報告すること。ただし、第十八条第五号に掲げるときを除く。

改正前

（記録）

第三条　法第四十三条の三の二十一の規定による記録は、発電用原子炉ごとに、次の表の上欄に掲げる事項について、それぞれ同表中欄に掲げるところに従って記録し、それぞれ同表下欄に掲げる期間これを保存しておかなければならない。ただし、原子力規制委員会がやむを得ないと認めるときは、当該記録に代えて、原子力規制委員会が適当と認める措置によることができる。

記録事項	記録すべき場合	保存期間
一　（略）	（略）	（略）
二　運転記録（廃止措置対象施設に係るものを除く。） イ～ヲ　（略） ワ　第十四条第五号ロの運転上の制限に関する点検及び運転上の制限からの逸脱があった場合に講じた措置	（略） （略）	（略） 一年間。ただし、運転上の制限からの逸脱があった場合は、当該記録について五年間とする。
三～十二　（略）	（略）	（略）

2～6　（略）

（発電用原子炉施設の運転）

第十四条　法第四十三条の三の二十二第一項の規定により、発電用原子炉設置者は、次の各号に掲げる発電用原子炉施設の運転に関する措置を講じなければならない。ただし、廃止措置対象施設については、この限りでない。

一～四　（略）

五　発電用原子炉施設の運転に関する次の事項を定め、これを運転員その他の従業者に守らせること。

イ　（略）

ロ　運転員その他の従業者が発電用原子炉施設の状態に応じて定期的に又は必要に応じて確認すべき事項（運転上の制限（実施計画で定める発電用原子炉施設の運転に関する条件であって、当該条件を逸脱した場合に発電用原子炉設置者が講ずべき措置が実施計画で定められているものをいう。以下この条及び第十八条において同じ。）を逸脱していないことを確認するためのものを含む。）並びにその確認の方法及び実施頻度又は時期に関する事項

ハ　警報の発報、運転上の制限の逸脱その他の異状があった場合に運転員その他の従業者が講ずべき措置（次号の処置を除く。）に関する事項

六　（略）

七　運転上の制限を逸脱したときは、その旨を直ちに原子力規制委員会に報告すること。ただし、第十八条第五号に掲げるときを除く。

（事故故障等の報告）

第十八条　法第六十二条の三の規定により、発電用原子炉設置者（旧発電用原子炉設置者等を含む。）は、次の各号のいずれかに該当するときは、その旨を直ちに、その状況及びそれに対する処置を遅滞なく原子力規制委員会に報告しなければならない。

一～四　（略）

五　前二号のほか、発電用原子炉施設の故障（発電用原子炉施設の運転に及ぼす支障が軽微なものを除く。）により、施設運用上の基準を逸脱したとき、又は施設運用上の基準を逸脱した場合であって、当該逸脱に係る実施計画で定める措置が講じられなかったとき。

六～十五　（略）

（実施計画検査）

第十八条の二　法第六十四条の三第七項の検査（以下次項において「実施計画検査」という。）は、次に定めるところにより行う。

一　（略）

（削る）

二～四　（略）

2　実施計画検査のうち、前項第二号及び第三号に掲げる検査については、年間を通じて行うものとする。

（使用前検査の申請）

第十九条　前条第一項第一号の検査（以下「使用前検査」という。）を受けようとする者は、次の各号に掲げる事項を記載した申請書を原子力規制委員会に提出しなければならない。

一～六　（略）

七　次に掲げる発電用原子炉施設に属する容器又は管の溶接を行う場合は、その容器又は管の種類、主要寸法、最高使用圧力、最高使用温度及び内包する放射性物質の濃度

イ　実施計画に定められた発電用原子炉施設に属する容器又は管であって、非常時に安全装置として使用されるもの

ロ　実施計画に定められた発電用原子炉施設に属する容器（イに掲げるものを除く。）又はこれらの施設に属する外径六十一ミリメートル（最高使用圧力九十八キロパスカル未満の管にあっては、百ミリメートル）を超える管（イに掲げるものを除く。）であって、その内包する放射性物質の濃度が三十七ミリベクレル毎立方センチメートル（その内包する放射性物質が液体中にある場合は、三十七キロベクレル毎立方センチメートル）以上のもの

ハ　実施計画に定められた発電用原子炉施設に属する容器（イに掲げるものを除く。）又はこれらの施設に属する外径百五十ミリメートル以上の管（イに掲げるものを除く。）であって、その内包する放射性物質の濃度が三十七ミリベクレル毎立方センチメートル（その内包する放射性物質が液体中にある場合は、三十七キロベクレル毎立方センチメートル）未満のもののうち、次に定める圧力以上の圧力を加えられる部分（以下この号において「耐圧部分」という。）について溶接をするもの

(1)　水用の容器又は管であって、最高使用温度百度未満のものについては、最高使用圧力千九百六十キロパスカル

（事故故障等の報告）

第十八条　法第六十二条の三の規定により、発電用原子炉設置者（旧発電用原子炉設置者等を含む。）は、次の各号のいずれかに該当するときは、その旨を直ちに、その状況及びそれに対する処置を遅滞なく原子力規制委員会に報告しなければならない。

一～四　（略）

五　前二号のほか、発電用原子炉施設の故障（発電用原子炉施設の運転に及ぼす支障が軽微なものを除く。）により、運転上の制限を逸脱したとき、又は運転上の制限を逸脱した場合であって、当該逸脱に係る実施計画で定める措置が講じられなかったとき。

六～十五　（略）

（実施計画検査）

第十八条の二　法第六十四条の三第七項の検査（以下「実施計画検査」という。）は、次に定めるところにより行う。

一　（略）

二　発電用原子炉施設のうち実施計画に定められたものの使用を開始した後、当該発電用原子炉施設の性能について検査を行うこと。

三～五　（略）

2　実施計画検査のうち、前項第二号から第四号までに掲げる検査については、毎年度一回以上行うものとする。

（使用前検査の申請）

第十九条　前条第一項第一号の検査（第二十六条に規定する溶接検査及び第二十九条第一項に規定する輸入溶接検査を除く。以下「使用前検査」という。）を受けようとする者は、次の各号に掲げる事項を記載した申請書を原子力規制委員会に提出しなければならない。

一～六　（略）

（新設）

(2)　液化ガス（通常の使用状態での温度における飽和圧力が百九十六キロパスカル以上であって、現に液体の状態であるもの又は圧力が百九十六キロパスカルにおける飽和温度が三十五度以下であって、現に液体の状態であるものをいう。）用の容器又は管については、最高使用圧力零キロパスカル

(3)　(1)又は(2)に掲げる容器以外の容器については、最高使用圧力九十八キロパスカル

(4)　(1)又は(2)に掲げる管以外の管については、最高使用圧力九百八十キロパスカル（長手継手の部分にあっては、四百九十キロパスカル）

ニ　非常用電源設備又は補機駆動用燃料設備（非常用電源設備に係るものを除く。）に属する容器であって、耐圧部分について溶接をするもの

ホ　非常用電源設備、火災防護設備又は浸水防護施設に係る外径百五十ミリメートル以上の管であって、耐圧部分について溶接をするもの

2　前項の申請には、次の各号に掲げる事項を説明する書類を添えて提出しなければならない。

一　工事の工程（前項第七号に掲げる発電用原子炉施設に属する容器又は管の溶接を行う場合は、その工程を含む。）

二　（略）

三　前項第七号に掲げる発電用原子炉施設に属する容器又は管の溶接を行う場合は、次に掲げる書類

イ　溶接設備の種類及び容量並びに溶接部の設計及び溶接施工法を記載した溶接明細書

ロ　当該容器又は管の構造図

ハ　溶接部の設計図

3・4　（略）

（使用前検査の実施）

第二十条　使用前検査は、次に掲げる事項について行うものとする。

一　構造、機能及び性能

二　その他設置又は変更の工事が実施計画に従って行われたものであること。

2　次の各号に掲げる場合は、使用前検査を受けることを要しない。

一～三　（略）

2　前項の申請には、次の各号に掲げる事項を説明する書類を添えて提出しなければならない。

一　工事の工程

二　（略）

（新設）

3・4　（略）

（使用前検査の実施）

第二十条　使用前検査は、次の表の上欄に掲げる工事の工程において、同表の下欄に掲げる検査事項について行うものとする。

工事の工程	検査事項
一　実施計画に定められた発電用原子炉施設については、構造、強度又は漏えいに係る試験をすることができる状態になった時	実施計画に定められた発電用原子炉施設の構造、機能又は性能を確認する検査のうち次に掲げるもの 一　材料検査 二　寸法検査 三　外観検査 四　組立て及び据付け状態を確認する検査 五　耐圧検査 六　漏えい検査
二　実施計画に定められた発電用原子炉施設の設備の組立てが完了した時	実施計画に定められた発電用原子炉施設の運転に必要な機能又は性能を確認する検査
三　実施計画に定められた発電用原子炉施設の工事の計画に係る工事が完了した時	実施計画に定められた発電用原子炉施設の総合的な性能を確認する検査その他工事の完了を確認するために必要な検査

2　前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる場合は、使用前検査を受けることを要しない。

一～三　（略）

（削る）

（削る）

（溶接検査を受ける発電用原子炉施設）

第二十六条　第十八条の二第一項第一号の検査のうち、発電用原子炉施設の溶接（溶接をした発電用原子炉施設であって輸入したものの当該溶接を除く。）について行うもの（以下「溶接検査」という。）を受ける発電用原子炉施設は、次の各号に掲げるとおりとする。

一　原子炉本体又は原子炉格納施設に属する容器

二　原子炉本体に属する容器又は原子炉格納容器に取り付けられる管のうち、それが取り付けられる当該容器から最も近い止め弁までの部分

三　実施計画に定められた発電用原子炉施設に属する容器又は管であって、非常時に安全装置として使用されるもの（前号に規定するものを除く。）

四　実施計画に定められた発電用原子炉施設に属する容器（前号に規定するものを除く。）又はこれらの施設に属する外径六十一ミリメートル（最高使用圧力九十八キロパスカル未満の管にあっては、百ミリメートル）を超える管（前二号に規定するものを除く。）であって、その内包する放射性物質の濃度が三十七ミリベクレル毎立方センチメートル（その内包する放射性物質が液体中にある場合は、三十七キロベクレル毎立方センチメートル）以上のもの

五　実施計画に定められた発電用原子炉施設に属する容器（第三号に規定するものを除く。）又はこれらの施設に属する外径百五十ミリメートル以上の管（第二号及び第三号に規定するものを除く。）であって、その内包する放射性物質の濃度が三十七ミリベクレル毎立方センチメートル（その内包する放射性物質が液体中にある場合は、三十七キロベクレル毎立方センチメートル）未満のもののうち、次に定める圧力以上の圧力を加えられる部分（以下「耐圧部分」という。）について溶接をするもの

イ　水用の容器又は管であって、最高使用温度百度未満のものについては、最高使用圧力千九百六十キロパスカル

ロ　液化ガス（通常の使用状態での温度における飽和圧力が百九十六キロパスカル以上であって、現に液体の状態であるもの又は圧力が百九十六キロパスカルにおける飽和温度が三十五度以下であって、現に液体の状態であるものをいう。以下同じ。）用の容器又は管については、最高使用圧力零キロパスカル

ハ　イ又はロに規定する容器以外の容器については、最高使用圧力九十八キロパスカル

ニ　イ又はロに規定する管以外の管については、最高使用圧力九百八十キロパスカル（長手継手の部分にあっては、四百九十キロパスカル）

六　非常用電源設備又は補機駆動用燃料設備（非常用電源設備に係るものを除く。）に属する容器のうち、耐圧部分について溶接をするもの

七　非常用電源設備、火災防護設備又は浸水防護施設に係る外径百五十ミリメートル以上の管のうち、耐圧部分について溶接をするもの

（溶接検査の申請）

第二十七条　溶接検査を受けようとする者は、次の各号に掲げる事項を記載した申請書を原子力規制委員会に提出しなければならない。

一　氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名

二　溶接検査を受けようとする容器又は管の種類、主要寸法、最高使用圧力、最高使用温度及び内包する放射性物質の濃度

三　溶接工程表

四　溶接検査を受けようとする事項、期日及び場所

２　前項の申請書には、次の各号に掲げる書類を添付しなければならない。

一　溶接設備の種類及び容量、溶接部の設計及び溶接施行法並びに溶接を行う者の氏名を記載した溶接明細書

二　溶接検査を受けようとする容器又は管の構造図

三　溶接部の設計図

３　第一項の申請書又は前項の書類に記載された事項を変更したときは、速やかに届け出なければならない。

４　第一項の申請書及び前項の届出に係る書類の提出部数は、正本一通とする。

（溶接検査の実施）

第二十八条　溶接検査は、次の各号に掲げる工程ごとに行う。ただし、原子力規制委員会がやむを得ないと認めるときは、次の各号に掲げる工程に代えて、原子力規制委員会が適当と認める工程によることができる。

一　溶接作業を行うとき（第二十六条第五号に規定する容器又は管についての漏止め溶接に係る場合及び溶接作業の標準化、溶接に使用する材料の規格化等の状況により、原子力規制委員会が支障がないものとしてこの工程における溶接検査を受けないで容器又は管を使用することを承認した場合を除く。）。

二　非破壊試験を必要とする溶接部については、非破壊試験を行うことができる状態になったとき。

三　突合せ溶接部については、機械試験を行うことができる状態になったとき。

四　耐圧試験を行うことができる状態になったとき（第二十六条第五号に規定する容器又は管についての漏止め溶接に係る場合を除く。）。

２　前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる場合は、溶接検査を受けることを要しない。

一　溶接作業の標準化、溶接に使用する材料の規格化等の状況により、原子力規制委員会が支障がないと認めて溶接検査を受けないで使用することができる旨の指示をした場合

二　次に掲げる設備を、あらかじめ、原子力規制委員会に届け出て発電用原子炉施設として使用する場合

イ　ボイラー及び圧力容器安全規則（昭和四十七年労働省令第三十三号）第七条第一項若しくは第五十三条第一項の溶接検査に合格した設備又は同規則第八十四条第一項（同規則第九十条の二において準用する場合を含む。）の検定を受けた設備

ロ　発電用原子炉施設（一般高圧ガス保安規則（昭和四十一年通商産業省令第五十三号）第二条第一号、第二号又は第四号に規定するガスを内包する液化ガス設備に係るものに限る。）であって、高圧ガス保安法（昭和二十六年法律第二百四号）第五十六条の三の特定設備検査に合格し、又は同法第五十六条の六の十四第二項（同法第五十六条の六の二十二第二項において準用する場合を含む。）の規定による特定設備基準適合証の交付を受けたもの

三　漏止め溶接のみをした第二十六条第五号に規定する容器又は管（耐圧部分についてその溶接のみを新たにするものを含む。）を使用する場合

（輸入溶接検査の申請）

第二十九条　第十八条の二第一項第一号の検査のうち、溶接をした発電用原子炉施設のうち第二十六条各号に掲げるものであって輸入したものの当該溶接について行うもの（以下「輸入溶接検査」という。）を受けようとする者は、次の各号に掲げる事項を記載した申請書を原子力規制委員会に提出しなければならない。

一　氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名

二　溶接施行工場の名称及び所在地

（削る）

（削る）

三　輸入溶接検査を受けようとする容器又は管の種類、主要寸法、最高使用圧力、最高使用温度及び内包する放射性物質の濃度
四　輸入溶接検査を受けようとする事項、期日及び場所

2　前項の申請書には、次の各号に掲げる書類を添付しなければならない。
一　溶接の方法に関する説明書
二　輸入溶接検査を受けようとする容器又は管の構造図
三　溶接部の設計図
四　溶接（第二十六条第五号に規定する容器又は管についての漏止め溶接を除く。）についての材料試験、開先形状の検査、溶接施行方法の検査（溶接部の設計及び溶接の方法の検査をいう。）、非破壊試験（第二十八条第一項第二号に規定する溶接部に関するものに限る。）、機械試験（突合せ溶接部に関するものに限る。）及び耐圧試験の結果に関する資料並びに溶接後熱処理の方法に関する説明書

3　第一項の申請書又は前項の書類に記載された事項を変更したときは、速やかに届け出なければならない。

4　第一項の申請書及び前項の届出に係る書類の提出部数は、正本一通とする。

第三十条　削除

（溶接検査実施要領書又は輸入溶接検査実施要領書）

第三十一条　原子力規制委員会は、第二十七条第一項又は第二十九条第一項の申請書の提出を受けた場合には、溶接検査又は輸入溶接検査の実施に当たっての方法その他必要な事項を定めた当該申請に係る検査実施要領書を定めるものとする。

第三十二条　削除

（溶接検査又は輸入溶接検査の終了証等）

第三十三条　原子力規制委員会は、溶接検査又は輸入溶接検査を行い、終了したと認めたときは、溶接検査又は輸入溶接検査の終了証を交付するとともに、その溶接をした容器又は管を刻印又はこれに代わるもので示すものとする。

第三十四条から第四十一条まで　削除

（身分を示す証明書）

第四十二条　（略）

別記様式（第42条関係）

（略）

（削る）

（削る）

（削る）

（削る）

（身分を示す証明書）

第二十六条　（略）

別記様式（第26条関係）

（略）

附　則

（施行期日）

第一条　この規則は、令和八年四月一日から施行する。

（経過措置）

第二条　この規則の施行の際現にこの規則による改正前の東京電力株式会社福島第一原子力発電所原子炉施設の保安及び特定核燃料物質の防護に関する規則第十九条第一項、第二十七条第一項及び第二十九条第一項の規定によりされている申請に係る検査の実施については、なお従前の例による。

法規的告示

○厚生労働省告示第八十六号

経済上の連携に関する日本国とインドネシア共和国との間の協定に基づく看護及び介護分野におけるインドネシア人看護師等の受入れの実施に関する指針（平成二十年厚生労働省告示第三百十二号）の一部を次の表のように改正し、経済上の連携に関する日本国とインドネシア共和国との間の協定を改正する議定書の効力発生の日から適用する。

令和八年三月十二日

厚生労働大臣　上野賢一郎

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
第一　総論	第一　総論
一・二　（略）	一・二　（略）
三　出入国管理上の取扱い	三　出入国管理上の取扱い
協定に基づくインドネシア人看護師等に対する出入国管理は、出入国管理及び難民認定法（昭和二十六年政令第三百十九号。以下「入管法」という。）、出入国管理及び難民認定法施行規則（昭和五十六年法務省令第五十四号）、出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の規定に基づき同法別表第一の五の表の下欄に掲げる活動を定める件（平成二年法務省告示第百三十一号）、経済上の連携に関する日本国とインドネシア共和国との間の協定の適用を受けるインドネシア人看護師等の出入国管理上の取扱いに関する指針（平成二十年法務省告示第二百七十八号。以下「インドネシア人看護師等に関する指針」という。）等に従って実施される。	協定に基づくインドネシア人看護師等に対する出入国管理は、出入国管理及び難民認定法（昭和二十六年政令第三百十九号。以下「入管法」という。）、出入国管理及び難民認定法施行規則（昭和五十六年法務省令第五十四号）、出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の規定に基づき同法別表第一の五の表の下欄に掲げる活動を定める件（平成二年法務省告示第百三十一号）及び法務大臣が定める告示等に従って実施される。
四　定義	四　定義
この指針において、次に掲げる用語の定義は、それぞれ次に定めるところによる。	この指針において、次に掲げる用語の定義は、それぞれ次に定めるところによる。
1～5　（略）	1～5　（略）
6　受入れ調整機関　協定附属書十第一編第六節1から3までの規定に基づき、インドネシア人看護師等と受入れ機関との間の雇用関係の成立をあっせんする機関として、職業安定法（昭和二十二年法律第百四十一号）第三十条第一項の規定により有料職業紹介事業の許可を受けて、日本国政府からインドネシア共和国政府に通報された機関をいう。	6　受入れ調整機関　協定附属書十第一編第六節1から3までの規定に基づき、インドネシア人看護師等と受入れ機関との間の雇用関係の成立をあっせんする機関として、職業安定法（昭和二十二年法律第百四十一号）第三十条第一項の規定により有料職業紹介事業の許可を受けて、日本国政府からインドネシア政府に通報された機関をいう。
7・8　（略）	7・8　（略）
第二　資格取得前の受入れ機関での就労等	第二　資格取得前の受入れ機関での就労等
一　看護師の資格取得を目的とした就労等	一　看護師の資格取得を目的とした就労等
1　インドネシア人看護師候補者	1　インドネシア人看護師候補者
(1)　（略）	(1)　（略）
(2)　インドネシア人看護師候補者は、協定附属書十第一編第六節1の規定により、次のイからハまでに掲げる要件のいずれにも該当する者でなければならない。	(2)　インドネシア人看護師候補者は、協定附属書十第一編第六節1の規定により、インドネシアの法令に基づいて登録された、資格を有する看護師であって、インドネシアにある看護専門学校から修了証書Ⅲ（インドネシアの高等教育に関する政令（千九百九十九年政令第六十号）に定義する高等学校教育の修了後、インドネシアにおいて三年間の専門教育を修了した資格をいう。以下同じ。）を取得し、又はインドネシア共和国にある大学の看護学部を卒業しており、かつ、少なくとも二年間看護師としての実務経験を有する者であること。
イ　インドネシア共和国の法令に基づいて登録された、資格を有する看護師であって、インドネシア共和国にある看護専門学校から修了証書Ⅲ（協定附属書十第一編第六節の修了証書Ⅲをいう。以下同じ。）若しくはそれ以上の学位を取得し、又はインドネシア共和国にある大学の看護学部を卒業しており、かつ、少なくとも二年間看護師としての実務経験を有する者であること。	（新設）

ロ　インドネシア共和国において日本語の語学研修の課程を修了した者であること。

ハ　協定第十五条の規定に従って設置される自然人の移動に関する小委員会（以下「小委員会」という。）により定められた日本語能力に関する要件を満たした者であること。

(3)　（略）

(4)　インドネシア人看護師候補者の入国及び一時的な滞在は、協定附属書十第一編第六節1の規定により、一年間（この期間は、更新することができる。ただし、更新は、その都度一年間ずつとし、かつ、四回を超えてはならない。また、インドネシア人看護師候補者が三回目及び四回目の滞在の期間の更新を行う場合には、日本国政府がインドネシア共和国政府に対し通報する次のイ及びロに掲げる要件を満たさなければならない。）の滞在とされ、第一の三による。

イ　第一の二の1の責務にのっとり、4の⑴の看護研修改善計画に基づく研修に取り組むとの意思を誓約する署名を行った者であること。

ロ　滞在の期間を更新する年度の前年度に実施された看護師国家試験において不合格であり、かつ、その得点が、当該試験の合格点に一定の割合を乗じて得た点数として外務省から厚生労働省に対して通知のあった基準に相当する得点以上の者であること。

2　日本語の語学研修、看護導入研修及び就労ガイダンスの履修

(1)　インドネシア人看護師候補者は、協定附属書十第一編第六節1の規定により、入国後六月間（日本国とインドネシア共和国が別段の合意をする場合を除く。）、日本語の語学研修（日本語研修実施機関（協定附属書十第一編第六節1及び2に規定する日本語の語学研修を行う機関をいう。以下同じ。）の行うものをいう。）、看護導入研修（病院で就労し、看護師の資格を取得するために必要となる知識及び技術を修得させるための研修をいう。以下同じ。）及び就労ガイダンス（受入れ機関の就労環境等に係る母国語による相談窓口及びその他の相談窓口の説明、労働関係法令の内容、受入れ機関の不正な行為への対処方法その他の法的保護に必要な情報に関する説明会をいう。以下同じ。）を受けなければならない。ただし、1の⑴のロの活動に従事するために十分な言語能力を有すると認められる者については、日本語の語学研修を受けることを要しない。

(2)　⑴の日本語の語学研修は、協定附属書十第一編第六節6の規定に基づき、日本国政府からインドネシア共和国政府に通報された機関が行う。

(3)　（略）

3　インドネシア人看護師候補者が就労する受入れ施設の要件

インドネシア人看護師候補者が就労する受入れ施設は、看護師学校養成所の臨地実習受入れ病院と同等の体制が整備されている病院（医療保険が適用される病床を有するものに限る。）であって、次の⑴から⑽までに掲げる要件を満たしていなければならない。

⑴～⑼　（略）

⑽　インドネシア人看護師候補者の三回目及び四回目の滞在の期間の更新の場合には、第一の二の2の責務にのっとり、4の⑴の看護研修改善計画に基づき適切な研修を実施するとの意思を誓約する署名を行った機関により設立されたものであること。

（新設）

（新設）

(3)　（略）

(4)　インドネシア人看護師候補者の入国及び一時的な滞在は、協定附属書十第一編第六節1の規定により、一年間（この期間は、更新することができる。ただし、更新は、その都度一年間ずつとし、かつ、二回を超えてはならない。）の滞在とされ、第一の三による。

（新設）

（新設）

2　日本語の語学研修、看護導入研修及び就労ガイダンスの履修

(1)　インドネシア人看護師候補者は、協定附属書十第一編第六節1の規定により、入国後六月間、日本語の語学研修（日本語研修実施機関（協定附属書十第一編第六節1及び2に規定する日本語の語学研修を行う機関をいう。以下同じ。）の行うものをいう。）、看護導入研修（病院で就労し、看護師の資格を取得するために必要となる知識及び技術を修得させるための研修をいう。以下同じ。）及び就労ガイダンス（受入れ機関の就労環境等に係る母国語による相談窓口及びその他の相談窓口の説明、労働関係法令の内容、受入れ機関の不正な行為への対処方法その他の法的保護に必要な情報に関する説明会をいう。以下同じ。）を受けなければならない。ただし、1の⑴のロの活動に従事するために十分な言語能力を有すると認められる者については、日本語の語学研修を受けることを要しない。

(2)　⑴の日本語の語学研修は、協定附属書十第一編第六節6の規定に基づき、日本国政府からインドネシア政府に通報された機関が行う。

(3)　（略）

3　インドネシア人看護師候補者が就労する受入れ施設の要件

インドネシア人看護師候補者が就労する受入れ施設は、看護師学校養成所の臨地実習受入れ病院と同等の体制が整備されている病院（医療保険が適用される病床を有するものに限る。）であって、次の⑴から⑼までに掲げる要件を満たしていなければならない。

⑴～⑼　（略）

（新設）

4　病院における研修の要件

1の(1)のロの病院における研修は、次の(1)から(5)までに掲げる要件を満たしていなければならない。

(1)　研修内容は、看護師国家試験の受験に配慮した適切なものとし、これを実施するための看護研修計画又は看護研修改善計画（インドネシア人看護師候補者の三回目及び四回目の滞在の期間の更新の場合に、各インドネシア人看護師候補者の特性に応じて、看護師国家試験の合格を目指すため、看護研修計画に対する評価を踏まえた改善内容について明らかにしたものをいう。以下同じ。）が作成されていること。

(2)　研修を統括する研修責任者並びに専門的な知識及び技術に関する学習の支援、日本語学習の支援、生活支援等を行う研修支援者が配置され、看護研修計画又は看護研修改善計画を実施するために必要な体制が整備されていること。

(3)～(5)　（略）

5　（略）

二　介護福祉士の資格取得を目的とした就労等

1　インドネシア人介護福祉士候補者

(1)　（略）

(2)　インドネシア人介護福祉士候補者は、協定附属書十第一編第六節2の規定により、次のイからハまでに掲げる要件のいずれにも該当する者でなければならない。

イ　次の(イ)から(ハ)までのいずれかに該当する者であること。

(イ)　インドネシア共和国にある大学の看護学部を卒業した者

(ロ)　インドネシア共和国にある看護専門学校から修了証書Ⅲ又はそれ以上の学位を取得した者

(ハ)　インドネシア共和国にある他のいずれかの専門学校又は大学から修了証書Ⅲ又はそれ以上の学位を取得しており、かつ、協定第九十六条(c)の規定に基づき小委員会により採択される指針に基づく適当な研修の修了後、インドネシア共和国の法令に従い、インドネシア共和国政府により必要な技術を有する介護福祉士としての資格を与えられた者

ロ　インドネシア共和国において日本語の語学研修の課程を修了した者であること。

ハ　小委員会により定められた日本語能力に関する要件を満たした者であること。

(3)　（略）

(4)　インドネシア人介護福祉士候補者の入国及び一時的な滞在は、協定附属書十第一編第六節2の規定により、一年間（この期間は、更新することができる。ただし、更新は、その都度一年間ずつとし、かつ、四回を超えてはならない。また、インドネシア人介護福祉士候補者が三回目及び四回目の滞在の期間の更新を行う場合には、日本国政府がインドネシア共和国政府に対し通報する要件（三回目の滞在の期間の更新を行う場合には次のイに掲げる要件、四回目の滞在の期間の更新を行う場合には次のロに掲げる要件）を満たさなければならない。）の滞在とされ、第一の三による。

イ　第一の二の1の責務にのっとり、4の(1)の介護研修計画に基づく研修に取り組むとの意思を誓約する署名を行った者であること。

4　病院における研修の要件

1の(1)のロの病院における研修は、次の(1)から(5)までに掲げる要件を満たしていなければならない。

(1)　研修内容は、看護師国家試験の受験に配慮した適切なものとし、これを実施するための看護研修計画が作成されていること。

(2)　研修を統括する研修責任者並びに専門的な知識及び技術に関する学習の支援、日本語学習の支援、生活支援等を行う研修支援者が配置され、看護研修計画を実施するために必要な体制が整備されていること。

(3)～(5)　（略）

5　（略）

二　介護福祉士の資格取得を目的とした就労等

1　インドネシア人介護福祉士候補者

(1)　（略）

(2)　インドネシア人介護福祉士候補者は、協定附属書十第一編第六節2の規定により、次のイからハまでのいずれかに該当する者でなければならない。

イ　インドネシアにある大学の看護学部を卒業した者

ロ　インドネシアにある看護専門学校から修了証書Ⅲを取得した者

ハ　インドネシアにある他のいずれかの専門学校又は大学から修了証書Ⅲ又はそれ以上の学位を取得しており、かつ、協定第九十六条(c)の規定に基づき自然人の移動に関する小委員会により採択される指針に基づく適当な研修の修了後、インドネシアの法令に従い、インドネシア政府により必要な技術を有する介護福祉士としての資格を与えられた者

(3)　（略）

(4)　インドネシア人介護福祉士候補者の入国及び一時的な滞在は、協定附属書十第一編第六節2の規定により、一年間（この期間は、更新することができる。ただし、更新は、その都度一年間ずつとし、かつ、三回を超えてはならない。）の滞在とされ、第一の三による。

（新設）

ロ　次の(イ)及び(ロ)を満たす者であること。

(イ)　第一の二の1の責務にのっとり、4の(1)の介護研修改善計画に基づく研修に取り組むとの意思を誓約する署名を行った者であること。

(ロ)　滞在の期間を更新する年度の前年度に実施された介護福祉士国家試験において不合格であり、かつ、その得点が、当該試験の合格点に一定の割合を乗じて得た点数として外務省から厚生労働省に対して通知のあった基準に相当する得点以上の者であること。

2　日本語の語学研修、介護導入研修及び就労ガイダンスの履修

(1)　インドネシア人介護福祉士候補者は、協定附属書十第一編第六節2の規定により、入国後六月間（日本国とインドネシア共和国が別段の合意をする場合を除く。）、日本語の語学研修、介護導入研修（介護施設で就労し、介護福祉士の資格を取得するために必要となる知識及び技術を修得させるための研修をいう。以下同じ。）及び就労ガイダンスを受けなければならない。ただし、1の(1)のロの活動に従事するために十分な言語能力を有すると認められる者については、日本語の語学研修を受けることを要しない。

(2)　(1)の日本語の語学研修は、協定附属書十第一編第六節6の規定に基づき、日本国政府からインドネシア共和国政府に通報された機関が行う。

(3)　（略）

3　インドネシア人介護福祉士候補者が就労する受入れ施設の要件

インドネシア人介護福祉士候補者が就労する受入れ施設は、別表第一に掲げる介護施設（定員が三十名以上のものに限る。以下この3において同じ。）、別表第二に掲げる介護施設（当該介護施設の本体施設の定員が三十名以上のものに限る。以下この3において同じ。）又は別表第三に掲げる介護施設（別表第一に掲げる介護施設又は別表第二に掲げる介護施設と同一の敷地内において一体的に運営されているものに限る。）であって、次の(1)から(7)までに掲げる要件を満たしているものでなければならない。

(1)～(6)　（略）

(7)　第一の二の2の責務にのっとり、インドネシア人介護福祉士候補者が三回目の滞在の期間の更新を行う場合には、4の(1)の介護研修計画、四回目の滞在の期間の更新を行う場合には、4の(1)の介護研修改善計画に基づき適切な研修を実施するとの意思を誓約する署名を行った機関により設立されたものであること。

4　介護施設における研修の要件

1の(1)のロの介護施設における研修は、次の(1)から(4)までに掲げる要件を満たしていなければならない。

(1)　研修内容は、介護福祉士試験の受験及び社会福祉士介護福祉士養成施設指定規則（昭和六十二年厚生省令第五十号）別表第五又は社会福祉士介護福祉士学校指定規則（平成二十年　文部科学省　厚生労働省　令第二号）別表第四の二に定める介護過程Ⅲに相当する専門的技術の習得に配慮した適切なものとし、これを実施するための介護研修計画又は介護研修改善計画（インドネシア人介護福祉士候補者の四回目の滞在の期間の更新の場合に、各インドネシア人介護福祉士候補者の特性に応じて、介護福祉士国家試験の合格を目指すため、介護研修計画に対する評価を踏まえた改善内容について明らかにしたものをいう。以下同じ。）が作成されていること。

（新設）

2　日本語の語学研修、介護導入研修及び就労ガイダンスの履修

(1)　インドネシア人介護福祉士候補者は、協定附属書十第一編第六節2の規定により、入国後六月間、日本語の語学研修、介護導入研修（介護施設で就労し、介護福祉士の資格を取得するために必要となる知識及び技術を修得させるための研修をいう。以下同じ。）及び就労ガイダンスを受けなければならない。ただし、1の(1)のロの活動に従事するために十分な言語能力を有すると認められる者については、日本語の語学研修を受けることを要しない。

(2)　(1)の日本語の語学研修は、協定附属書十第一編第六節6の規定に基づき、日本国政府からインドネシア政府に通報された機関が行う。

(3)　（略）

3　インドネシア人介護福祉士候補者が就労する受入れ施設の要件

インドネシア人介護福祉士候補者が就労する受入れ施設は、別表第一に掲げる介護施設（定員が三十名以上のものに限る。以下この3において同じ。）、別表第二に掲げる介護施設（当該介護施設の本体施設の定員が三十名以上のものに限る。以下この3において同じ。）又は別表第三に掲げる介護施設（別表第一に掲げる介護施設又は別表第二に掲げる介護施設と同一の敷地内において一体的に運営されているものに限る。）であって、次の(1)から(6)までに掲げる要件を満たしているものでなければならない。

(1)～(6)　（略）

（新設）

4　介護施設における研修の要件

1の(1)のロの介護施設における研修は、次の(1)から(4)までに掲げる要件を満たしていなければならない。

(1)　研修内容は、介護福祉士試験の受験及び社会福祉士介護福祉士養成施設指定規則（昭和六十二年厚生省令第五十号）別表第五又は社会福祉士介護福祉士学校指定規則（平成二十年　文部科学省　厚生労働省　令第二号）別表第四の二に定める介護過程Ⅲに相当する専門的技術の習得に配慮した適切なものとし、これを実施するための介護研修計画が作成されていること。

(2)　研修を統括する研修責任者並びに専門的な知識及び技術に関する学習の支援、日本語学習の支援、生活支援等を行う研修支援者が配置され、介護研修計画又は介護研修改善計画を実施するために必要な体制が整備されていること。

(3)・(4)　（略）

5　（略）

第三　資格取得後の就労

一　インドネシア人看護師の就労

1　インドネシア人看護師

(1)～(3)　（略）

(4)　(1)のイに該当する者（再入国の許可を取得することなく日本国を出国した者に限る。）及び(1)のロに該当する者に対する入国及び一時的な滞在の許可は、協定附属書十第一編第六節3の規定により、インドネシア共和国政府により指名され、及び日本国政府に通報されること並びに(2)の労働契約が当該インドネシア人と受入れ機関であって受入れ調整機関が紹介したものとの間で締結されることを条件とする。

2・3　（略）

二　インドネシア人介護福祉士の就労

1　インドネシア人介護福祉士

(1)～(3)　（略）

(4)　(1)のイに該当する者（再入国の許可を取得することなく日本国を出国した者に限る。）及び(1)のロに該当する者に対する入国及び一時的な滞在の許可は、協定附属書十第一編第六節3の規定により、インドネシア共和国政府により指名され、及び日本国政府に通報されること並びに(2)の労働契約が当該インドネシア人と受入れ機関であって受入れ調整機関が紹介したものとの間で締結されることを条件とする。

2・3　（略）

第四　受入れ調整機関によるあっせん等

一　（略）

二　受入れ調整機関の事業

事業団は、インドネシア人看護師等の円滑かつ適正な受入れを実施するため、次に掲げる事業を実施する。

1　受入れ機関の募集、あっせん等

事業団は、受入れ調整機関として、受入れ機関の募集を行い、受入れ施設の要件、研修の要件及び労働契約の要件を満たすことを確認し、かつ、4の規定による報告及び5の規定による巡回訪問に関する守秘義務を含む受入れ支援に係る契約を当該受入れ機関と締結した上で、インドネシア共和国海外労働者派遣・保護庁と協力して、受入れ機関及びインドネシア人看護師等に対し、就業に関する必要な情報を提供し、相談を行い、受入れ機関とインドネシア人看護師等との間における雇用関係の成立のあっせんを行う。なお、事業団は、受入れ機関の募集に当たり、円滑かつ適正な受入れを図るため、協定に基づく受入れの仕組みに関し、広報活動等を通じて周知を図るものとする。

(2)　研修を統括する研修責任者並びに専門的な知識及び技術に関する学習の支援、日本語学習の支援、生活支援等を行う研修支援者が配置され、介護研修計画を実施するために必要な体制が整備されていること。

(3)・(4)　（略）

5　（略）

第三　資格取得後の就労

一　インドネシア人看護師の就労

1　インドネシア人看護師

(1)～(3)　（略）

(4)　(1)のイに該当する者（再入国の許可を取得することなく日本国を出国した者に限る。）及び(1)のロに該当する者に対する入国及び一時的な滞在の許可は、協定附属書十第一編第六節3の規定により、インドネシア政府により指名され、及び日本国政府に通報されること並びに(2)の労働契約が当該インドネシア人と受入れ機関であって受入れ調整機関が紹介したものとの間で締結されることを条件とする。

2・3　（略）

二　インドネシア人介護福祉士の就労

1　インドネシア人介護福祉士

(1)～(3)　（略）

(4)　(1)のイに該当する者（再入国の許可を取得することなく日本国を出国した者に限る。）及び(1)のロに該当する者に対する入国及び一時的な滞在の許可は、協定附属書十第一編第六節3の規定により、インドネシア政府により指名され、及び日本国政府に通報されること並びに(2)の労働契約が当該インドネシア人と受入れ機関であって受入れ調整機関が紹介したものとの間で締結されることを条件とする。

2・3　（略）

第四　受入れ調整機関によるあっせん等

一　（略）

二　受入れ調整機関の事業

事業団は、インドネシア人看護師等の円滑かつ適正な受入れを実施するため、次に掲げる事業を実施する。

1　受入れ機関の募集、あっせん等

事業団は、受入れ調整機関として、受入れ機関の募集を行い、受入れ施設の要件、研修の要件及び労働契約の要件を満たすことを確認し、かつ、4の規定による報告及び5の規定による巡回訪問に関する守秘義務を含む受入れ支援に係る契約を当該受入れ機関と締結した上で、インドネシア海外労働者派遣・保護庁と協力して、受入れ機関及びインドネシア人看護師等に対し、就業に関する必要な情報を提供し、相談を行い、受入れ機関とインドネシア人看護師等との間における雇用関係の成立のあっせんを行う。なお、事業団は、受入れ機関の募集に当たり、円滑かつ適正な受入れを図るため、協定に基づく受入れの仕組みに関し、広報活動等を通じて周知を図るものとする。

２　インドネシア人看護師等の円滑な受入れのための協力

事業団は、外務省等の関係機関と連携し、インドネシア共和国において実施されるインドネシア人看護師候補者及びインドネシア人介護福祉士候補者に対する説明会に職員を派遣する等その円滑な受入れのために必要な協力を行う。

３　（略）

４　受入れ機関からの報告の受理

(1)　定期報告

イ　インドネシア人看護師候補者又はインドネシア人介護福祉士候補者の受入れ機関は、受入れ施設の要件の遵守状況、研修の実施状況及び労働契約の要件の遵守状況について、毎年一月一日現在で、事業団に報告するものとする。ただし、三回目以降の滞在の期間の更新を行ったインドネシア人看護師候補者及び四回目の滞在の期間の更新を行ったインドネシア人介護福祉士に係る研修の実施状況については、当該更新を行った年の十月一日現在で、事業団に報告するものとする。

ロ　（略）

(2)　（略）

(3)　滞在期間更新時報告

イ　受入れ機関は、受け入れているインドネシア人看護師候補者が、三回目及び四回目の滞在の期間の更新の許可を受けた場合には、その旨及び第二の一の４の(1)の看護研修改善計画を速やかに事業団に報告するものとする。

ロ　受入れ機関は、受け入れているインドネシア人介護福祉士候補者が、四回目の滞在の期間の更新の許可を受けた場合には、その旨及び第二の二の４の(1)の介護研修改善計画を速やかに事業団に報告するものとする。

(4)　事業団は、(1)から(3)までに掲げるほか、協定に基づくインドネシア人看護師等の受入れの円滑かつ適正な実施を図るため、必要と認める場合には、受入れ機関に対し、必要な報告を求めるものとする。

(5)　事業団は、(1)から(4)までの報告その他整理した必要な情報を厚生労働大臣に提出するものとする。

５～９　（略）

三　（略）

第五　（略）

第六　厚生労働省による確認

一　インドネシア人看護師候補者の要件の確認

三回目及び四回目の滞在の期間の更新のためにインドネシア人看護師等に関する指針により在留期間の更新の許可を受けようとするインドネシア人看護師候補者を受け入れようとする機関からの依頼に応じて、厚生労働省職業安定局長は、当該機関が協定に基づき当該インドネシア人看護師候補者を現に雇用するものであるか否かを確認するとともに、同省医政局長は、第二の一の１の(4)のイ及びロの要件、同３の(10)の要件並びに同４の(1)及び(2)の要件を満たすか否かを確認し、同省職業安定局長及び同省医政局長は、それらの結果を当該機関に対して通知するものとする。

２　インドネシア人看護師等の円滑な受入れのための協力

事業団は、外務省等の関係機関と連携し、インドネシアにおいて実施されるインドネシア人看護師候補者及びインドネシア人介護福祉士候補者に対する説明会に職員を派遣する等その円滑な受入れのために必要な協力を行う。

３　（略）

４　受入れ機関からの報告の受理

(1)　定期報告

イ　インドネシア人看護師候補者又はインドネシア人介護福祉士候補者の受入れ機関は、受入れ施設の要件の遵守状況、研修の実施状況及び労働契約の要件の遵守状況について、毎年一月一日現在で、事業団に報告するものとする。

ロ　（略）

(2)　（略）

（新設）

(3)　事業団は、(1)及び(2)に掲げるほか、協定に基づくインドネシア人看護師等の受入れの円滑かつ適正な実施を図るため、必要と認める場合には、受入れ機関に対し、必要な報告を求めるものとする。

(4)　事業団は、(1)から(3)までの報告その他整理した情報を厚生労働大臣に提出するものとする。

５～９　（略）

三　（略）

第五　（略）

（新設）

二	インドネシア人介護福祉士候補者の要件の確認 三回目及び四回目の滞在の期間の更新のためにインドネシア人看護師等に関する指針により在留期間の更新の許可を受けようとするインドネシア人介護福祉士候補者を受け入れようとする機関からの依頼に応じて、厚生労働省職業安定局長は、当該機関が協定に基づき当該インドネシア人介護福祉士候補者を現に雇用するものであるか否かを確認するとともに、同省社会・援護局長は、三回目の滞在の期間の更新の場合は次の1に掲げる要件を、四回目の滞在の期間の更新の場合は次の2に掲げる要件を満たすか否かを確認し、同省職業安定局長及び同省社会・援護局長は、それらの結果を当該機関に対して通知するものとする。 1　第二の二の1の(4)のイの要件、同3の(7)の要件並びに同4の(1)及び(2)の要件 2　第二の二の1の(4)のロの要件、同3の(7)の要件並びに同4の(1)及び(2)の要件
第七	（略）
第六	（略）

○原子力規制委員会告示第二号

東京電力株式会社福島第一原子力発電所原子炉施設の保安及び特定核燃料物質の防護に関する規則（平成二十五年原子力規制委員会規則第二号）第十四条第三号の規定に基づき、東京電力株式会社福島第一原子力発電所原子炉施設の保安及び特定核燃料物質の防護に関して必要な事項を定める告示（平成二十五年四月原子力規制委員会告示第三号）の一部を次のように改正し、令和八年四月一日から適用する。

令和八年三月十二日

原子力規制委員会委員長　山中　伸介

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、その標記部分が同一のものは当該対象規定を改正後欄に掲げるもののように改め、その標記部分が異なるものは改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削り、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
（運転管理責任者に係る基準） **第十条**　規則第十四条第三号の原子力規制委員会が告示で定める基準は、次のとおりとする。 一　発電用原子炉施設の運転に関する業務に五年以上従事した経験を有していること。 二～四　（略）	（運転管理責任者に係る基準） **第十条**　規則第十四条第三号の原子力規制委員会が告示で定める基準は、次のとおりとする。 一　発電用原子炉の運転に関する業務に五年以上従事した経験を有していること。 二～四　（略）

その他告示

○農林水産省告示第三百五十七号

漁業法（昭和二十四年法律第二百六十七号）第十一条第五項の規定に基づき、資源管理基本方針（令和二年農林水産省告示第千九百八十二号）の一部を次のように変更したので、同条第六項において準用する同条第四項の規定に基づき公表する。

令和八年三月十二日

農林水産大臣　鈴木　憲和

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分（以下「傍線部分」という。）でこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線部分があるものは、これを当該傍線部分のように改め、改正後欄に掲げる規定の傍線部分でこれに対応する改正前欄に掲げる規定の傍線部分がないものは、これを削る。

改正後	改正前
資源管理基本方針 第１　資源管理に関する基本的な事項 １　（略） ２　資源管理に関する基本的な考え方 （略） (1)～(3)　（略）	資源管理基本方針 第１　資源管理に関する基本的な事項 １　（略） ２　資源管理に関する基本的な考え方 （略） (1)～(3)　（略）

⑷　漁獲可能量による管理

①　（略）

②　管理年度途中の漁獲可能量の調整

当該管理年度中に公表された最新の資源評価及び漁獲シナリオにより導かれる当該管理年度の翌管理年度の生物学的許容漁獲量が、当該管理年度の生物学的許容漁獲量よりも一定程度増加することが示された場合、科学的に妥当な条件の下、資源水準の値が目標管理年度に目標管理基準値を上回る確率が、漁獲シナリオに定められた値を下回らない範囲内で、当該管理年度の途中に当該管理年度と当該管理年度の翌管理年度の間で漁獲可能量を調整することができる。この場合、「科学的に妥当な条件」とは、以下を指すものとする。

ア～ウ　（略）

（削る）

③　（略）

⑸　（略）

第２～第13　（略）

（別紙２－２　くろまぐろ（大型魚））

第１～第４　（略）

第５　大臣管理区分及び大臣管理区分ごとの漁獲量の管理の手法等

大臣管理区分及び大臣管理区分ごとの漁獲量の管理の手法等は、次の１から５までに定めるとおりとする。

１　くろまぐろ（大型魚）大中型まき網漁業（漁獲量の総量の管理を行う管理区分）

⑴　（略）

⑵　漁獲量の管理の手法等

①　（略）

②　漁獲量等の報告に係る期限

陸揚げした日（養殖仕向けの場合は、いけすへ活け込みをした日）から３日以内（行政機関の休日に関する法律（昭和63年法律第91号）第１条第１項に規定する行政機関の休日（以下この別紙において「行政機関の休日」という。）は算入しない。）

２・３　（略）

⑷　漁獲可能量による管理

①　（略）

②　管理年度途中の漁獲可能量の調整

ア　当該管理年度中に公表された最新の資源評価及び漁獲シナリオにより導かれる当該管理年度の翌管理年度の生物学的許容漁獲量が、当該管理年度の生物学的許容漁獲量よりも一定程度増加することが示された場合、科学的に妥当な条件の下、資源水準の値が目標管理年度に目標管理基準値を上回る確率が、漁獲シナリオに定められた値を下回らない範囲内で、当該管理年度の途中に当該管理年度と当該管理年度の翌管理年度の間で漁獲可能量を調整することができる。この場合、「科学的に妥当な条件」とは、以下を指すものとする。

㋐～㋒　（略）

イ　令和６管理年度における暫定的な措置として、令和６年度の資源評価及び漁獲シナリオによって再計算される令和６管理年度の生物学的許容漁獲量が、令和６管理年度の漁獲可能量を上回ることが示された場合、その差分を上限に、令和６管理年度の漁獲可能量を調整することができる。

③　（略）

⑸　（略）

第２～第13　（略）

（別紙２－２　くろまぐろ（大型魚））

第１～第４　（略）

第５　大臣管理区分及び大臣管理区分ごとの漁獲量の管理の手法等

大臣管理区分及び大臣管理区分ごとの漁獲量の管理の手法等は、次の１から５までに定めるとおりとする。

１　くろまぐろ（大型魚）大中型まき網漁業（漁獲量の総量の管理を行う管理区分）

⑴　（略）

⑵　漁獲量の管理の手法等

①　（略）

②　漁獲量等の報告に係る期限は、次のとおりとする。

ア　当該管理年度中（イに規定する場合を除く。）

陸揚げした日（養殖仕向けの場合は、いけすへ活け込みをした日）からその属する月の翌月の10日まで

イ　農林水産大臣が法第31条の規定に基づく公表をした日から当該管理年度の末日まで（漁獲可能量の追加配分等により当該大臣管理区分の漁獲量の総量が当該大臣管理漁獲可能量を超えるおそれがなくなったと認めるときは、この限りではない。）

陸揚げした日（養殖仕向けの場合は、いけすへ活け込みをした日）から３日以内（行政機関の休日に関する法律（昭和63年法律第91号）第１条第１項に規定する行政機関の休日（以下この別紙において「行政機関の休日」という。）は算入しない。）

２・３　（略）

４　くろまぐろ（大型魚）かつお・まぐろ漁業（漁獲量の総量の管理を行う管理区分）

⑴　（略）

⑵　漁獲量の管理の手法等

①　（略）

②　漁獲量等の報告に係る期限は、次のとおりとする。

ア　当該管理年度中（イに規定する場合を除く。）

㋐　⑴②の漁業の種類のうち総トン数200トン以上の動力漁船により釣りによって行うもの及び総トン数150トン以上の動力漁船により浮きはえ縄を使用して行うもの

10日ごとの期間（毎月21日から始まる期間においては、21日から当該月末日までの期間をいう。）に採捕した数量を、当該期間の終了した日から10日以内

㋑　⑴②の漁業種類のうち総トン数200トン未満の動力漁船により釣りによって行うもの

陸揚げした日から３日以内（陸揚げ前にくろまぐろ（大型魚）の採捕に係る暫定的な情報を水産庁長官に報告している場合にあっては、５日以内）（いずれの期限にも行政機関の休日は算入しない。）

イ　（略）

第６～第８　（略）

第９　その他資源管理に関する重要事項

１・２　（略）

３　法第26条第２項の規定に基づく特別管理特定水産資源について

くろまぐろ（大型魚）は法第26条第２項の農林水産省令で定める特別管理特定水産資源である。

（別紙２－８　すけとうだら太平洋系群）

第１・第２　（略）

第３　資源管理の目標

１　目標管理基準値　256千トン（最大持続生産量を達成するために必要な親魚量）

２　（略）

３　禁漁水準値　85千トン（漁獲圧力を、最大持続生産量を達成する漁獲圧力に0.8を乗じた値に下げたとしても、10年間漁獲し続けた場合に、目標管理基準値まで回復する確率が50パーセントを下回るおそれがある親魚量。第４の２⑴において同じ。）

第４　漁獲シナリオ

１　漁獲シナリオ

令和７年度（2025年度）の資源評価に基づき、親魚量が令和18年度（2036年度）に、少なくとも50パーセントの確率で、第３の１の目標管理基準値を上回るよう、漁獲圧力を調整する。

２　漁獲圧力

⑴　１の規定を踏まえたすけとうだら太平洋系群の漁獲圧力は、以下のとおりとする。

①　親魚量の値が限界管理基準値を上回っている場合には、最大持続生産量を達成する漁獲圧力の水準に0.9を乗じた値とする。

②　親魚量の値が限界管理基準値を下回っている場合には、当該親魚量の値から禁漁水準値を減じた値を、限界管理基準値から禁漁水準値を減じた値で除すことにより算出した係数を①の規定に基づき算出した値に乗じた値とする。

③　②の規定にかかわらず、親魚量の値が禁漁水準値を下回っている場合には、０とする。

４　くろまぐろ（大型魚）かつお・まぐろ漁業（漁獲量の総量の管理を行う管理区分）

⑴　（略）

⑵　漁獲量の管理の手法等

①　（略）

②　漁獲量等の報告に係る期限は、次のとおりとする。

ア　当該管理年度中（イに規定する場合を除く。）

10日ごとの期間（毎月21日から始まる期間においては、21日から当該月末日までの期間をいう。）に採捕した数量を、当該期間の終了した日から10日以内

イ　（略）

第６～第８　（略）

第９　その他資源管理に関する重要事項

１・２　（略）

（新設）

（別紙２－８　すけとうだら太平洋系群）

第１・第２　（略）

第３　資源管理の目標

１　目標管理基準値　228千トン（最大持続生産量を達成するために必要な親魚量）

２　（略）

３　禁漁水準値　60千トン（漁獲圧力を、最大持続生産量を達成する漁獲圧力に0.8を乗じた値に下げたとしても、10年間漁獲し続けた場合に、目標管理基準値まで回復する確率が50パーセントを下回るおそれがある親魚量。第４の２⑵において同じ。）

第４　漁獲シナリオ

１　漁獲シナリオ

令和２年（2020年）の資源評価に基づき、親魚量が令和13年（2031年）に、少なくとも50パーセントの確率で、第３の１の目標管理基準値を上回るよう、漁獲圧力を調整する。

２　漁獲圧力

１の規定を踏まえたすけとうだら太平洋系群の漁獲圧力は、以下のとおりとする。

⑴　令和３年（2021年）から令和５年（2023年）までは、３⑴の漁獲可能量（17万トン）により管理を行うものとするが、資源評価の結果、当該期間中の漁獲可能量に相当する漁獲圧力が、最大持続生産量を達成する漁獲圧力を超過することが見込まれる場合には、漁獲シナリオを見直すこととする。

⑵　⑴の規定にかかわらず、令和８管理年度から令和10管理年度までは、３⑵で算定される数量により管理を行うものとするが、資源評価の結果、当該期間中の漁獲可能量に相当する漁獲圧力が、最大持続生産量を達成する漁獲圧力を超過することが見込まれる場合には、漁獲シナリオを見直すこととする。

３　管理年度当初の漁獲可能量の算定方法

生物学的許容漁獲量は、以下の数量とし、管理年度当初の漁獲可能量は当該値を超えない量とする。

⑴　資源評価において示される当該管理年度の資源量に、２⑴の規定に基づき算出した漁獲圧力を乗じた値

⑵　２⑴の規定にかかわらず、令和８管理年度から令和10管理年度までは158千トン

４　管理年度途中の漁獲可能量の調整について

すけとうだら太平洋系群について、当該管理年度中に公表された最新の資源評価及び漁獲シナリオによって算出される当該管理年度の翌管理年度の生物学的漁獲可能量が、当該管理年度の生物学的漁獲可能量よりも増加することが示された場合、本則第１の２⑷②に規定する科学的に妥当な条件の下、当該管理年度の途中に、以下の方法により当該管理年度と当該管理年度の翌管理年度との間で漁獲可能量を調整することができる。

⑴　当該特定水産資源の親魚量が、令和18年度（2036年度）に、少なくとも50パーセントの確率で目標管理基準値を上回る範囲内で、当該管理年度の漁獲可能量に一定の数量（以下「追加数量」という。）を追加する。

⑵　当該管理年度の翌管理年度の当初に設定される漁獲可能量は、⑴の規定に従い算出した数量から、追加数量を減じた数量とする。

⑶　漁獲可能量の調整を行った管理年度において、当該管理年度の終了に伴い確定した漁獲可能量の未利用分については、当該管理年度における追加数量を上限に国の留保として翌管理年度に繰り越すこととする。

⑷　令和８管理年度から令和10管理年度までは、資源評価において示される当該管理年度の資源量に、２⑴の規定に基づき算出した漁獲圧力を乗じた値を管理年度途中の漁獲可能量の調整に用いることとする。

５　資源評価対象海域外からの資源の大量来遊による漁獲可能量の追加

⑴　漁獲（沖合底びき網漁業（許可省令第２条第１号に掲げる漁業をいう。以下この別紙において同じ。）によるものを除く。）の状況が次の①及び②の要件に合致する場合には、管理年度開始前の資源評価では予測できない、日本漁船の操業水域外からの資源の大量来遊が発生したものとみなし、３において算定した当該管理年度の漁獲可能量に10千トンを追加する。

①・②　（略）

⑵　令和６年（2024年）から令和13年（2031年）までは、以下のとおりとする。

①　親魚量の値が限界管理基準値を上回っている場合には、最大持続生産量を達成する漁獲圧力の水準に0.9を乗じた値とする。

②　親魚量の値が限界管理基準値を下回っている場合には、当該親魚量の値から禁漁水準値を減じた値を、限界管理基準値から禁漁水準値を減じた値で除すことにより算出した係数を①の規定に基づき算出した値に乗じた値とする。

③　②の規定にかかわらず、親魚量の値が禁漁水準値を下回っている場合には、０とする。

３　漁獲可能量の算定方法

生物学的許容漁獲量は、以下の数量とし、漁獲可能量は当該値を超えない量とする。

⑴　令和３年（2021年）から令和５年（2023年）まで　17万トン

⑵　令和６年（2024年）から令和13年（2031年）まで　資源評価において示される当該管理年度の資源量に、２⑵の規定に基づき算出した漁獲圧力を乗じた値

（新設）

４　資源評価対象海域外からの資源の大量来遊による漁獲可能量の追加

⑴　漁獲（沖合底びき網漁業（許可省令第２条第１号に掲げる漁業をいう。以下この別紙において同じ。）によるものを除く。）の状況が次の①及び②の要件に合致する場合には、管理年度開始前の資源評価では予測できない、日本漁船の操業水域外からの資源の大量来遊が発生したものとみなし、３において算定した当該管理年度の漁獲可能量に１万トンを追加する。

①・②　（略）

⑵　⑴に基づき漁獲可能量に10千トンを追加した場合にあっては、次の①及び②のとおり、当該管理年度の翌管理年度に実施される資源評価において、当該管理年度及び翌管理年度の生物学的許容漁獲量を再計算することとし、翌管理年度の漁獲可能量を変更することとする。

①　令和８管理年度又は令和９管理年度の漁獲可能量に10千トンを追加した場合

当該管理年度の翌管理年度に実施される資源評価において、当該管理年度の生物学的許容漁獲量を、最大持続生産量を達成する漁獲圧力の水準に0.9を乗じた漁獲圧力を用いて再計算することとし、当該管理年度の漁獲実績の値が、当該管理年度の当初の漁獲可能量又は再計算された生物学的許容漁獲量のいずれか大きい方の値を上回る場合にあっては、当該いずれか大きい方の値と当該管理年度の漁獲実績の値との差分を、翌管理年度の漁獲可能量から差し引く。

②　令和10管理年度以降のいずれかの年の漁獲可能量に10千トンを追加した場合

ア・イ　（略）

第５　（略）

第６　漁獲可能量の都道府県及び大臣管理区分への配分の基準等

１　漁獲可能量の都道府県及び大臣管理区分への配分の基準

⑴　（略）

⑵　第４の５⑴の規定に基づく漁獲可能量の追加に係る配分

第４の５⑴の規定に基づく漁獲可能量の追加を行う場合にあっては、北海道及び第５の１のすけとうだら太平洋系群沖合底びき網漁業管理区分を対象とし、⑴の規定に基づく配分を行う。

⑶　第４の５⑵①又は②アの規定に基づく漁獲可能量の差引きに係る配分

第４の５⑵①又は②アの規定に基づく差引きを行う場合にあっては、当該差引きを行う管理年度の前管理年度における⑵の漁獲可能量の追加に係る配分に基づく漁獲実績の比率に応じて、北海道及び第５の１のすけとうだら太平洋系群沖合底びき網漁業管理区分の配分から差し引く。

⑷　第４の５⑵②イの規定に基づく漁獲可能量の追加に係る配分

第４の５⑵②イの規定に基づく漁獲可能量の追加を行う場合にあっては、北海道及び第５の１のすけとうだら太平洋系群沖合底びき網漁業管理区分を対象とし、⑴の規定に基づく配分を行う。

２　（略）

３　漁獲可能量の未利用分の繰越しについて

令和10管理年度以降は、管理年度の終了に伴い確定した漁獲可能量の未利用分については、当該管理年度の当初の漁獲可能量の５パーセントを上限に国の留保として翌管理年度に繰り越すこととする。

４　（略）

第７～第９　（略）

⑵　⑴に基づき漁獲可能量に１万トンを追加した場合にあっては、次の①及び②のとおり、当該管理年度の翌管理年度に実施される資源評価において、当該管理年度及び翌管理年度の生物学的許容漁獲量を再計算することとし、翌管理年度の漁獲可能量を変更することとする。

①　令和３年（2021年）又は令和４年（2022年）の漁獲可能量に１万トンを追加した場合

当該管理年度の翌管理年度に実施される資源評価において、当該管理年度の生物学的許容漁獲量を、最大持続生産量を達成する漁獲圧力の水準に0.9を乗じた漁獲圧力を用いて再計算することとし、当該管理年度の漁獲実績の値が、当該管理年度の当初の漁獲可能量又は再計算された生物学的許容漁獲量のいずれか大きい方の値を上回る場合にあっては、当該いずれか大きい方の値と当該管理年度の漁獲実績の値との差分を、翌管理年度の漁獲可能量から差し引く。

②　令和５年（2023年）から令和13年（2031年）までのいずれかの年の漁獲可能量に１万トンを追加した場合

ア・イ　（略）

第５　（略）

第６　漁獲可能量の都道府県及び大臣管理区分への配分の基準等

１　漁獲可能量の都道府県及び大臣管理区分への配分の基準

⑴　（略）

⑵　第４の４⑴の規定に基づく漁獲可能量の追加に係る配分

第４の４⑴の規定に基づく漁獲可能量の追加を行う場合にあっては、北海道及び第５の１のすけとうだら太平洋系群沖合底びき網漁業管理区分を対象とし、⑴の規定に基づく配分を行う。

⑶　第４の４⑵①又は②アの規定に基づく漁獲可能量の差引きに係る配分

第４の４⑵①又は②アの規定に基づく差引きを行う場合にあっては、当該差引きを行う管理年度の前管理年度における⑵の漁獲可能量の追加に係る配分に基づく漁獲実績の比率に応じて、北海道及び第５の１のすけとうだら太平洋系群沖合底びき網漁業管理区分の配分から差し引く。

⑷　第４の４⑵②イの規定に基づく漁獲可能量の追加に係る配分

第４の４⑵②イの規定に基づく漁獲可能量の追加を行う場合にあっては、北海道及び第５の１のすけとうだら太平洋系群沖合底びき網漁業管理区分を対象とし、⑴の規定に基づく配分を行う。

２　（略）

（新設）

３　（略）

第７～第９　（略）

（別紙２－９　すけとうだら日本海北部系群）

第１・第２　（略）

第３　資源管理の目標

１　目標管理基準値　293千トン（最大持続生産量を達成するために必要な親魚量）

２　限界管理基準値　122千トン（最大持続生産量の60パーセントを達成するために必要な親魚量）

（削る）

３　禁漁水準値　17千トン（最大持続生産量の10パーセントが得られる親魚量）

第４　漁獲シナリオ

（削る）

１　漁獲シナリオ

令和７年度（2025年度）の資源評価に基づき、親魚量が令和18年度（2036年度）に、少なくとも50パーセントの確率で、第３の１の目標管理基準値を上回るよう、漁獲圧力を調整する。

２　（略）

３　管理年度当初の漁獲可能量の算定方法

生物学的許容漁獲量は、資源評価において示される当該管理年度の資源量に、２の規定に基づき算出した漁獲圧力を乗じた値とし、漁獲可能量は当該値を超えない量とする。

第５　（略）

第６　漁獲可能量の都道府県及び大臣管理区分への配分の基準等

１・２　（略）

３　漁獲可能量の未利用分の繰越しについて

管理年度の終了に伴い確定した漁獲可能量の未利用分については、当該管理年度の当初の漁獲可能量の５パーセントを上限に翌管理年度に繰り越すこととし、数量を明示した都道府県及び大臣管理区分（以下３において「数量明示区分」という。）ごとの未利用分の数量の比率を用いて各数量明示区分に比例配分する。

第７～第９　（略）

（別紙２―10　すけとうだらオホーツク海系群）

第１・第２　（略）

第３　資源管理の目標

沖合底びき網漁業（許可省令第２条第１号に掲げる漁業をいう。以下この別紙において同じ。）のうち、網口開口板を使用しない１そうびきによる単位漁獲努力量当たりの漁獲量（１日の総漁獲量に占めるすけとうだらオホーツク海南部の割合が50パーセント以上の操業における１操業当たり漁獲トン数をいう。）を、平成８年度（1996年度）から令和６年度（2024年度）までの平均水準とされた値（令和７年度（2025年度）資源評価において4.40トン／操業）とすること（主分布域や産卵場が我が国の漁船や調査船により情報が得られる水域になく、資源全体の把握が困難なため、法第12条第２項の規定に基づき、同条第１項と異なる目標を定めるものとする。）。

第４～第９　（略）

（別紙２－９　すけとうだら日本海北部系群）

第１・第２　（略）

第３　資源管理の目標

１　目標管理基準値　380千トン（最大持続生産量を達成するために必要な親魚量）

２　限界管理基準値　171千トン（最大持続生産量の60パーセントを達成するために必要な親魚量）

３　暫定管理基準値　限界管理基準値である171千トン（別紙１の２(1)のただし書の場合の目標となる親魚量）

４　禁漁水準値　25千トン（最大持続生産量の10パーセントが得られる親魚量）

第４　漁獲シナリオ

１　暫定管理基準値に係る漁獲シナリオ

令和２年（2020年）の資源評価に基づき、親魚量が令和13年（2031年）に、少なくとも50パーセントの確率で、第３の３の暫定管理基準値を上回るよう、漁獲圧力を調整する。

２　目標管理基準値に係る漁獲シナリオ

親魚量が令和23年（2041年）に、少なくとも50パーセントの確率で、第３の１の目標管理基準値を上回るよう、別紙１の３の規定に基づき検証を行った資源再建計画の達成状況等を踏まえて、漁獲シナリオの検討を進めることとする。

３　（略）

４　漁獲可能量の算定方法

生物学的許容漁獲量は、資源評価において示される当該管理年度の資源量に、３の規定に基づき算出した漁獲圧力を乗じた値とし、漁獲可能量は当該値を超えない量とする。

第５　（略）

第６　漁獲可能量の都道府県及び大臣管理区分への配分の基準等

１・２　（略）

３　漁獲可能量の未利用分の繰越しについて

数量を明示した都道府県及び大臣管理区分（以下３において「数量明示区分」という。）において、管理年度の終了に伴い確定した漁獲可能量の未利用分については、当該管理年度の当初の漁獲可能量の合計の５パーセントを上限に翌管理年度に繰り越すこととし、数量明示区分ごとの未利用分の数量の比率を用いて各数量明示区分に比例配分する。

第７～第９　（略）

（別紙２―10　すけとうだらオホーツク海系群）

第１・第２　（略）

第３　資源管理の目標

沖合底びき網漁業（許可省令第２条第１号に掲げる漁業をいう。以下この別紙において同じ。）のうち、網口開口板を使用しない１そうびきによる単位漁獲努力量当たりの漁獲量（１日の総漁獲量に占めるすけとうだらオホーツク海南部の割合が50パーセント以上の操業における１操業当たり漁獲トン数をいう。）を、平成８年（1996年）から令和元年（2019年）までの平均水準とされた値（令和２年（2020年）資源評価において3.41トン／操業）とすること（主分布域や産卵場が我が国の漁船や調査船により情報が得られる水域になく、資源全体の把握が困難なため、法第12条第２項の規定に基づき、同条第１項と異なる目標を定めるものとする。）。

第４～第９　（略）

（別紙２―11　すけとうだら根室海峡）

第１・第２　（略）

第３　資源管理の目標

すけとうだら固定式刺し網漁業（法第57条第１項の規定に基づき北海道知事の許可を受けて営むものをいう。）による単位漁獲努力量当たりの漁獲量（操業隻日数当たり漁獲トン数をいう。）を、昭和56年度（1981年度）から令和６年度（2024年度）までの間に最低とされた値（令和７年度（2025年度）資源評価において0.71トン／隻日）を下回らないようにすること（主分布域が我が国の漁船による情報が得られる水域になく、資源全体の把握が困難なため、法第12条第２項の規定に基づき、同条第１項と異なる目標を定めるものとする。）。

第４～第９　（略）

（別紙２―12　するめいか）

第１～第３　（略）

第４　漁獲シナリオ

１　暫定管理基準値に係る漁獲シナリオ

令和８管理年度においては暫定的に、本資源に係る過去の最大の漁獲実績、過去の最大の漁獲実績が記録された年及び近年の資源の状況に基づき漁獲を管理する。

２　（略）

（削る）

（別紙２―11　すけとうだら根室海峡）

第１・第２　（略）

第３　資源管理の目標

すけとうだら固定式刺し網漁業（法第57条第１項の規定に基づき北海道知事の許可を受けて営むものをいう。）による単位漁獲努力量当たりの漁獲量（操業隻日数当たり漁獲トン数をいう。）を、昭和55年（1980年）から令和元年（2019年）までの間に最低とされた値（令和２年（2020年）資源評価において0.71トン／隻日）とすること（主分布域が我が国の漁船による情報が得られる水域になく、資源全体の把握が困難なため、法第12条第２項の規定に基づき、同条第１項と異なる目標を定めるものとする。）。

第４～第９　（略）

（別紙２―12　するめいか）

第１～第３　（略）

第４　漁獲シナリオ

１　暫定管理基準値に係る漁獲シナリオ

⑴　するめいか秋季発生系群　令和６年（2024年）の資源評価に基づき、親魚量が令和16年（2034年）に、少なくとも50パーセントの確率で、暫定管理基準値を上回る状態を維持するよう、漁獲圧力を調整する。

⑵　するめいか冬季発生系群　令和６年（2024年）の資源評価に基づき、親魚量が令和16年（2034年）に、少なくとも50パーセントの確率で、暫定管理基準値を上回る状態を維持するよう、漁獲圧力を調整する。

２　（略）

３　漁獲圧力

⑴　するめいか秋季発生系群　１⑴及び２⑴の規定を踏まえたするめいか秋季発生系群の漁獲圧力は、以下のとおりとする。

①　親魚量の値が限界管理基準値以上の場合には、最大持続生産量を達成する漁獲圧力の水準に0.65を乗じた値とする。

②　親魚量の値が限界管理基準値を下回っている場合には、当該親魚量の値から禁漁水準値を減じた値を、限界管理基準値から禁漁水準値を減じた値で除すことにより算出した係数を、①の規定に基づき算出した値に乗じた値とする。

③　②の規定にかかわらず、親魚量の値が禁漁水準値を下回っている場合には、０とする。

⑵　するめいか冬季発生系群　１⑵及び２⑵の規定を踏まえたするめいか冬季発生系群の漁獲圧力は、以下のとおりとする。

①　親魚量の値が限界管理基準値以上の場合には、最大持続生産量を達成する漁獲圧力の水準に0.5を乗じた値とする。

②　親魚量の値が限界管理基準値を下回っている場合には、当該親魚量の値から、禁漁水準値を減じた値を、限界管理基準値から禁漁水準値を減じた値で除すことにより算出した係数を①の規定に基づき算出した値に乗じた値とする。

③　②の規定にかかわらず、親魚量の値が禁漁水準値を下回っている場合には、０とする。

３　漁獲可能量の算定方法

漁獲可能量は、我が国の生物学的許容漁獲量を超えない量とする。我が国の生物学的許容漁獲量は、水域全体の生物学的許容漁獲量から、外国による漁獲に係るものを除いた値とし、具体的には、令和８管理年度においては、次の⑴及び⑵に掲げる値の合計値に0.6を乗じた値とする。

⑴　するめいか秋季発生系群　平成10年（1998年）以降で漁獲量が最も多かった年（以下「過去最大漁獲量年」という。）の漁獲量に令和５年（2023年）から令和７年（2025年）までの資源量の平均値を乗じ、過去最大漁獲量年の資源量で除した値

⑵　するめいか冬季発生系群　過去最大漁獲量年の漁獲量に令和５年（2023年）から令和７年（2025年）までの資源量の平均値を乗じ、過去最大漁獲量年の資源量で除した値

（削る）

第５　大臣管理区分及び大臣管理区分ごとの漁獲量の管理の手法等

１～３　（略）

４　するめいか小型するめいか釣り漁業（４月から同年11月まで）

⑴　当該大臣管理区分に関する事項

①　水域

小型するめいか釣り漁業（許可省令第77条第１項第２号に掲げる漁業をいう。以下この別紙において同じ。）の届出に係る操業区域（外国の領海及び排他的経済水域（ロシア連邦にあっては許可省令別表第５の９の項の上欄に掲げる区域、大韓民国にあっては同表の11の項の上欄に掲げる区域、中華人民共和国にあっては同表の12の項の上欄に掲げる区域）を除く。５に定める大臣管理区分において同じ。）

②　（略）

③　漁獲可能期間

４月１日から同年11月末日まで

⑵　（略）

５　するめいか小型するめいか釣り漁業（12月から翌年３月まで）

⑴　当該大臣管理区分に関する事項

①　水域

小型するめいか釣り漁業の届出に係る操業区域

②　漁業の種類

小型するめいか釣り漁業

③　漁獲可能期間

12月１日から翌年３月末日まで

⑵　漁獲量の管理の手法等

①　当該大臣管理区分における漁獲量の管理の手法は、漁獲量の総量の管理とする。

②　漁獲量等の報告に係る期限は、次のとおりとする。

ア　当該管理年度中（イに規定する期間を除く。）

陸揚げした日からその属する月の翌月の10日まで

４　漁獲可能量の算定方法

⑴　漁獲可能量は、我が国の生物学的許容漁獲量を超えない量とする。我が国の生物学的許容漁獲量は、水域全体の生物学的許容漁獲量から、外国による漁獲に係るものを除いた値とし、具体的には、令和７年（2025年）から令和９年（2027年）までは、次の①及び②に掲げる値の合計値に0.6を乗じた値とする。ただし、農林水産大臣は、最新の資源調査の結果や漁獲状況、利用可能な水産機構の助言等を踏まえ、当該管理年度の資源量の算出に用いられた当該管理年度の加入量の予測値よりも良好な加入が発生していると判断する場合には、速やかに漁獲可能量の変更に係る手続を行う。

①　するめいか秋季発生系群　資源評価において示される当該管理年度の資源量に、３⑴の漁獲圧力を乗じた値

②　するめいか冬季発生系群　資源評価において示される当該管理年度の資源量に、３⑵の漁獲圧力を乗じた値

⑵　⑴ただし書に基づき漁獲可能量の変更を行った場合、変更前の数量との差分は国の留保に繰り入れる。

第５　大臣管理区分及び大臣管理区分ごとの漁獲量の管理の手法等

１～３　（略）

４　するめいか小型するめいか釣り漁業

⑴　当該大臣管理区分に関する事項

①　水域

小型するめいか釣り漁業（許可省令第77条第１項第２号に掲げる漁業をいう。）の届出に係る操業区域（外国の領海及び排他的経済水域（ロシア連邦にあっては許可省令別表第５の９の項の上欄に掲げる区域、大韓民国にあっては同表の11の項の上欄に掲げる区域、中華人民共和国にあっては同表の12の項の上欄に掲げる区域）を除く。）

②　（略）

③　漁獲可能期間

周年

⑵　（略）

（新設）

イ　農林水産大臣が法第31条の規定に基づく公表をした日から当該管理年度の末日までの期間（漁獲可能量の追加配分等により当該大臣管理区分の漁獲量の総量が当該大臣管理漁獲可能量を超えるおそれがなくなったと認められる期間を除く。）

陸揚げした日から３日以内（行政機関の休日は算入しない。）

６　（略）

第６　漁獲可能量の都道府県及び大臣管理区分への配分の基準等

１　漁獲可能量の都道府県及び大臣管理区分への配分の基準

⑴　都道府県及び大臣管理区分への配分の基準

漁獲可能量を、令和３年（2021年）から令和５年（2023年）までの漁獲実績の平均値に基づく比率を用いて比例配分することを基礎とし、配分を受ける者の間で別段の合意がある場合には、当該合意による数量を用いて、配分量（以下「算出配分量」という。）を算出する。

⑵　国の留保及び国の留保からの配分

①　基本

国の留保は、漁獲可能量の超過リスク等を考慮して定めるものとし、農林水産大臣が必要と認める場合に各都道府県及び大臣管理区分に配分する。

②　大臣管理区分

大臣管理区分においては、農林水産大臣が必要と認める場合に、⑴に基づき算出した当該大臣管理区分の算出配分量の一部を当該大臣管理区分、数量を明示した都道府県又は当該大臣管理区分以外の大臣管理区分に追加配分するためのものとして国の留保に繰り入れておくことができるものとする。

③　都道府県別漁獲可能量及び大臣管理漁獲可能量の超過

３に基づき生じた数量は国の留保に繰り入れるものとし、当該数量を配分する際には、都道府県を優先するものとする。

（削る）

２　（略）

３　都道府県別漁獲可能量及び大臣管理漁獲可能量の超過分について

前管理年度で都道府県別漁獲可能量又は大臣管理漁獲可能量を超過した場合には、前管理年度終了後１月以内に超過量を確定し、当該管理年度の漁獲可能量を前管理年度における超過量を差し引いた量に変更する。この場合において、原則として超過量の全量を一括で差し引くこととし、一括で差し引くことができない場合又は当該水産資源に係る漁業の経営その他の事情に鑑みて一括で差し引くことが適切ではないと農林水産大臣が特に認める場合には翌管理年度以降に分割で差し引くこととする。

５　（略）

第６　漁獲可能量の都道府県及び大臣管理区分への配分の基準等

１　漁獲可能量の都道府県及び大臣管理区分への配分の基準

⑴　都道府県及び大臣管理区分への配分の基準

漁獲可能量を、令和３年（2021年）から令和５年（2023年）までの漁獲実績の平均値に基づく比率を用いて比例配分することを基礎とし、配分を受ける者の間で別段の合意がある場合には、当該合意による数量を用いて、配分量を算出する。

⑵　国の留保

国の留保は、年ごとの漁場形成の変動や想定外の来遊の可能性等を勘案して定めるものとする。

⑶　漁獲割当てによる管理を行う都道府県及び大臣管理区分への上乗せ配分

一定の漁獲可能量を船舶ごとに割り当てることにより資源管理の実効性を担保しつつ計画的な操業を可能とする漁獲割当ての利点を損なわないようにするため、都道府県のうち漁獲割当てによる管理を行う知事管理区分及び漁獲割当てによる管理を行う大臣管理区分については、当初の配分において、次の①に掲げる都道府県又は②に掲げる大臣管理区分に対して、国の留保をそれぞれ当該①又は②に定める比率を用いて比例配分することにより算出した数量の50パーセントを、それぞれ上乗せして配分する。この場合において、上乗せして配分した大臣管理区分については、４の国の留保からの配分は、行わない。なお、令和７管理年度から令和９管理年度においては、本規定は適用しない。

①　漁獲割当てによる管理を行う知事管理区分を定めた都道府県　⑴の比率に、都道府県別漁獲可能量から漁獲割当てによる管理を行う知事管理区分に対して知事管理漁獲可能量を配分する際に用いる比率を乗じて得た比率

②　漁獲割当てによる管理を行う大臣管理区分　⑴の比率

２　（略）

３　都道府県別漁獲可能量及び大臣管理漁獲可能量の超過分について

前管理年度で都道府県別漁獲可能量又は大臣管理漁獲可能量を超過した場合には、前管理年度終了後１月以内に超過量を確定し、当該管理年度の漁獲可能量を前管理年度における超過量を差し引いた量に変更する。この場合において、原則として超過量の全量を一括で差し引くこととし、一括で差し引くことができない場合には翌管理年度以降に分割で差し引くこととする。

４　国の留保からの配分について

国の留保分については、次の⑴から⑷までに定めるところにより配分する。

管理年度の８月末日までに国の留保から配分する数量の総計の上限は、当該管理年度における当初の国の留保の数量の半分とする（第４の４の⑴のただし書に基づき漁獲可能量の変更を行った場合にあっては、当該上限は適用しない。）。

ただし、管理年度の末日までに国の留保分が不足すると見込まれる場合には、この限りでない。

⑴～⑷　（略）

５　適用除外

令和８管理年度においては、４の規定は適用しない。

６　漁獲可能期間終了に伴う大臣管理漁獲可能量の変更について

第５の４のするめいか小型するめいか釣り漁業（４月から同年11月まで）において、第５の４⑴③の漁獲可能期間の終了に伴い確定した大臣管理漁獲可能量の未利用分については、国の留保に繰り入れることとし、当該未利用分の数量を速やかに第５の５のするめいか小型するめいか釣り漁業（12月から翌年３月まで）の大臣管理漁獲可能量に追加配分する。

第７～第９　（略）

（別紙２―16　まさば及びごまさば対馬暖流系群）

第１～第３　（略）

第４　漁獲シナリオ

１・２　（略）

３　漁獲可能量の算定方法

⑴　（略）

⑵　管理年度途中の漁獲可能量の調整について

まさば及びごまさば対馬暖流系について、当該管理年度中に公表された最新の資源評価及び漁獲シナリオによって算出される当該管理年度の翌管理年度の生物学的許容漁獲量が、当該管理年度の生物学的許容漁獲量よりも増加することが示された場合、本則第１の２⑷②に規定する科学的に妥当な条件の下、当該管理年度の途中に、以下の方法により当該管理年度と当該管理年度の翌管理年度との間で漁獲可能量を調整することができる。

①　当該特定水産資源の親魚量が、令和17年（2035年）に、少なくとも50パーセントの確率で目標管理基準値を上回る範囲内で、当該管理年度の漁獲可能量に一定の数量（以下「追加数量」という。）を追加する。

②　当該管理年度の翌管理年度の当初に設定される漁獲可能量は、⑴の規定に従い算出した数量から、追加数量を減じた数量とする。

③　漁獲可能量の調整を行った管理年度において、当該管理年度の終了に伴い確定した漁獲可能量の未利用分については、当該管理年度における追加数量を上限に国の留保として翌管理年度に繰り越すこととする。

４　国の留保からの配分について

国の留保分については、次の⑴から⑷までに定めるところにより配分する。

管理年度の８月末日までに国の留保から配分する数量の総計の上限は、当該管理年度における当初の国の留保の数量の半分とする（第４の４の⑴のただし書に基づき漁獲可能量の変更を行った場合にあっては、当該上限は適用しない。）。

ただし、管理年度の末日までに国の留保分が不足すると見込まれる場合には、この限りでない。

⑴～⑷　（略）

（新設）

（新設）

第７～第９　（略）

（別紙２―16　まさば及びごまさば対馬暖流系群）

第１～第３　（略）

第４　漁獲シナリオ

１・２　（略）

３　漁獲可能量の算定方法

⑴　（略）

⑵　管理年度途中の漁獲可能量の調整について

令和６管理年度における暫定的な措置として、まさば及びごまさば対馬暖流系について、本則第１の２⑷②イの規定に基づき、以下の方法により漁獲可能量を調整することができる。

①　令和６年度の資源評価及び漁獲シナリオによって再計算される令和６管理年度の生物学的許容漁獲量と令和６管理年度の漁獲可能量の差分を上限に、令和６管理年度の漁獲可能量に一定の数量（以下「追加数量」という。）を追加する。

②　令和７管理年度の漁獲可能量は、⑴の規定に従い算出した数量から、追加数量を減じた数量とする。

③　令和６管理年度の漁獲実績が、令和７年度の資源評価及び漁獲シナリオによって再々計算される令和６管理年度の生物学的許容漁獲量を上回る場合には、同実績と同生物学的許容漁獲量との差分を追加数量から差し引いた数量を令和７管理年度の漁獲可能量に追加する。当該差分が追加数量以上となる場合は、当該上回った数量を令和７管理年度の漁獲可能量から差し引く。

（削る）

第５～第９　（略）

（別紙２―51　ぶり）

第１　（略）

第２　管理年度

大臣管理区分　７月１日から翌年６月末日まで（ステップ１）

都道府県　以下の①及び②の区分に応じた期間とする。

①　次に掲げる都府県　４月１日から翌年３月末日まで（ステップ２）

青森県、岩手県、宮城県、秋田県、山形県、福島県、茨城県、千葉県、東京都、大阪府、香川県及び大分県

②　次に掲げる道府県　７月１日から翌年６月末日まで（ステップ１）

北海道、神奈川県、新潟県、富山県、石川県、福井県、静岡県、愛知県、三重県、京都府、兵庫県、和歌山県、鳥取県、島根県、岡山県、広島県、山口県、徳島県、愛媛県、高知県、福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、宮崎県及び鹿児島県

第３～第５　（略）

第６　漁獲可能量の都道府県及び大臣管理区分への配分の基準等

１　法第15条第１項第２号の都道府県別漁獲可能量及び同項第３号の大臣管理漁獲可能量並びに国の留保について、「試行水準」として設定する。この場合において、都道府県及び大臣管理区分における管理を行う目安として、２及び３に基づく数量を算出し、「試行目安数量」として提示する。

２　試行目安数量は、漁獲可能量から国の留保を除いた数量に、令和３年（2021年）から令和５年（2023年）までの毎年の漁獲実績の比率の平均値を乗じて算出することを基礎とする。ただし、関係者の間で別段の合意がある場合には、当該合意に基づき算出する。

３　国の留保は、年によって異なる漁場形成の変動等を勘案して定める。なお、ステップ２において国の留保からの配分を行うこととはしないものの、ステップ３以降の取組に向けて、配分の具体的な内容やタイミング等について事前の検討を行うこととする。

第７～第９　（略）

（別紙４－２　すけとうだら日本海北部系群）

第１　（略）

第２　資源再建計画の期間

令和４管理年度から令和18管理年度まで

（削る）

④　令和６管理年度の漁獲実績が、令和７年度の資源評価及び漁獲シナリオによって再々計算される令和６管理年度の生物学的許容漁獲量以下となる場合には、追加数量を令和７管理年度の漁獲可能量に追加する。

第５～第９　（略）

（別紙２―51　ぶり）

第１　（略）

第２　管理年度

大臣管理区分　７月１日から翌年６月末日まで（ステップ１）

都道府県　以下の①及び②の区分に応じた期間とする。

①　次に掲げる都府県　４月１日から翌年３月末日まで（ステップ１）

青森県、岩手県、宮城県、秋田県、山形県、福島県、茨城県、千葉県、東京都、大阪府、香川県及び大分県

②　次に掲げる道府県　７月１日から翌年６月末日まで（ステップ１）

北海道、神奈川県、新潟県、富山県、石川県、福井県、静岡県、愛知県、三重県、京都府、兵庫県、和歌山県、鳥取県、島根県、岡山県、広島県、山口県、徳島県、愛媛県、高知県、福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、宮崎県及び鹿児島県

第３～第５　（略）

第６　漁獲可能量の都道府県及び大臣管理区分への配分の基準等

本則第１の２⑸②のステップ２の取組を開始する際に定める。

第７～第９　（略）

（別紙４－２　すけとうだら日本海北部系群）

第１　（略）

第２　資源再建計画の期間

令和４管理年度から令和23管理年度まで

第３　暫定管理基準値

⑴　別紙２－９の第３の資源管理の目標に定めるとおり、暫定管理基準値は、限界管理基準値である親魚量171千トンとする。

⑵　別紙２－９の第４の漁獲シナリオに定めるとおり、暫定管理基準値達成年度は、10年後の令和13年度（2031年度）とし、当該年度に資源水準の値が暫定管理基準値を上回る確率は、50パーセントとする。

第３　資源再建計画において講ずる措置	第４　資源再建計画において講ずる措置
⑴　別紙２－９に基づく管理を通じ、資源の再建を図る。	⑴　別紙２－９に基づく管理を通じ、資源の再建を図る。具体的には、令和２年度(2020年度)及び令和３年度（2021年度）の資源評価の結果を踏まえ、次の①及び②の措置を講ずることとする。 ①　別紙２－９の第４に定められた漁獲シナリオに基づき漁獲圧力を調整する。 ②　別紙２－９の第５に従い、資源評価において示される当該管理年度の資源量に、当該漁獲圧力を乗じることで得られる値を超えない量を漁獲可能量とする。
⑵　すけとうだら日本海北部系群の漁獲の大部分を占める北海道において、以下の取組を行う。 ①　（略） ②　各地域、漁業種類ごとに、法第124条に基づく資源管理協定等に基づき、漁獲努力量の削減や小型魚の保護、産卵親魚の保護等の措置に取り組むこととする。 　また、行政機関、資源評価を行う研究機関、関係漁業者等により構成されるすけとうだら日本海北部系群資源管理漁業者協議会を必要に応じ開催し、資源管理の取組状況や資源状況の情報・課題等を関係者間で共有することにより、資源管理の取組を効果的に推進する。	⑵　すけとうだら日本海北部系群の漁獲の大部分を占める北海道において、以下の取組を行う。 ①　（略） ②　各地域、漁業種類ごとに、法第124条に基づく資源管理協定等に基づき、漁獲努力量の削減や小型魚の保護、産卵親魚の保護等の措置に取り組むこととする。 　また、行政機関、資源評価を行う研究機関、関係漁業者等により構成されるすけとうだら日本海北部系群資源管理漁業者協議会において、資源管理の取組状況や資源状況の情報・課題等を関係者間で共有することにより、資源管理の取組を効果的に推進する。
⑶　（略）	⑶　（略）
⑷　引き続き資源調査等の充実を図ることとする。	⑷　令和３年度（2021年度）の資源評価結果においては、近年の漁獲圧力の値が最大持続生産量を達成する水準を下回ると評価されたが、資源量は全体的に下方修正されたため、生物学的許容漁獲量が増大していない状況にある。引き続き資源調査等の充実を図ることとする。
第４・第５　（略）	第５・第６　（略）
（別紙４－４　まさば及びごまさば対馬暖流系群）	（別紙４－４　まさば及びごまさば対馬暖流系群）
第１～第３　（略）	第１～第３　（略）
第４　資源再建計画の検証の方法	第４　資源再建計画の検証の方法
１　資源再建計画の達成状況の検証は、資源再建計画の策定から２年ごとに資源評価に基づき行うこととし、水産庁は、その結果を、資源評価を行う研究機関、関係漁業者等が参加する会議（まさば及びごまさば対馬暖流系群に係る本則第８の１の資源管理の方針に関する検討会又はＴＡＣ設定に関する意見交換会（漁獲可能量の設定に際し漁業者、加工流通業者等を対象に行う意見交換会をいう。））において説明し、参加者間で議論を行う。	１　資源再建計画の達成状況の検証は、資源再建計画の策定から２年ごとに資源評価に基づき行うこととし、水産庁は、その結果を、資源評価を行う研究機関、関係漁業者等が参加する会議（まさば対馬暖流系群及びごまさば東シナ海系群に係る本則第８の１の資源管理の方針に関する検討会又はＴＡＣ設定に関する意見交換会（漁獲可能量の設定に際し漁業者、加工流通業者等を対象に行う意見交換会をいう。））において説明し、参加者間で議論を行う。
２　（略）	２　（略）
第５　（略）	第５　（略）

附　則

（施行期日）

第一条　この告示は、令和八年四月一日から施行する。ただし、本則、別紙２―16及び別紙４―４の改正規定は、公布の日から施行する。

（経過措置）

第二条　この告示の施行前にくろまぐろ（大型魚）を陸揚げした場合における別紙２―２に基づく漁獲可能量等の報告に係る期限については、なお従前の例による。

（準備行為）

第三条　農林水産大臣は、別紙２―２、別紙２―８、別紙２―９、別紙２―10、別紙２―11、別紙２―12及び別紙２―51の特定水産資源に係る漁業法第十五条第一項各号の数量を定めるため、前条ただし書の施行の日前においても、水産政策審議会の意見又は関係する都道府県知事の意見（同項第二号の都道府県別漁獲可能量の設定に係るものに限る。）を聴くことができる。

○農林水産省告示第三百五十八号

漁業法（昭和二十四年法律第二百六十七号）第十五条第一項の規定に基づき、すけとうだら太平洋系群、すけとうだら日本海北部系群、すけとうだらオホーツク海南部、すけとうだら根室海峡、するめいか、かたくちいわし瀬戸内海系群、ぶり及びみなみまぐろに関する令和八管理年度における同項各号に掲げる数量を次のように定めたので、同条第五項の規定に基づき、次のとおり公表する。

令和八年三月十二日　　農林水産大臣　鈴木　憲和

すけとうだら太平洋系群、すけとうだら日本海北部系群、すけとうだらオホーツク海南部、すけとうだら根室海峡、するめいか、かたくちいわし瀬戸内海系群、ぶり及びみなみまぐろに関する令和８管理年度（すけとうだら太平洋系群、すけとうだら日本海北部系群、すけとうだらオホーツク海南部、すけとうだら根室海峡、かたくちいわし瀬戸内海系群及びみなみまぐろにあっては令和８年４月１日から翌年３月31日まで、するめいかにあってはするめいか小型するめいか釣り漁業（４月から同年11月まで）については令和８年４月１日から同年11月30日まで、するめいか小型するめいか釣り漁業（12月から翌年３月まで）については令和８年12月１日から翌年３月31日まで、ぶりに係る大臣管理区分にあっては令和８年７月１日から翌年６月30日まで、ぶりに係る都道府県における管理にあっては、青森県、岩手県、宮城県、秋田県、山形県、福島県、茨城県、千葉県、東京都、大阪府、香川県及び大分県については令和８年４月１日から翌年３月31日まで、北海道、神奈川県、新潟県、富山県、石川県、福井県、静岡県、愛知県、三重県、京都府、兵庫県、和歌山県、鳥取県、島根県、岡山県、広島県、山口県、徳島県、愛媛県、高知県、福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、宮崎県及び鹿児島県については令和８年７月１日から翌年６月30日までの期間をいう。）における漁業法（以下「法」という。）第15条第１項各号に掲げる数量は、次のとおりとする。

第一　すけとうだら太平洋系群

一　漁獲可能量（法第15条第１項第１号関係）

158,000トン

二　都道府県別漁獲可能量（法第15条第１項第２号関係）

法第15条第１項第２号の都道府県別漁獲可能量は、次の表の左欄に掲げる都道府県ごとに、それぞれ同表の右欄に掲げる数量とする。

（単位：トン）

都　道　府　県	都道府県別漁獲可能量
北海道	64,800
青森県	現行水準
岩手県	現行水準
宮城県	現行水準
茨城県	現行水準

三　大臣管理漁獲可能量（法第15条第１項第３号関係）

法第15条第１項第３号の大臣管理漁獲可能量は、次の表の左欄に掲げる大臣管理区分ごとに、それぞれ同表の右欄に掲げる数量とする。

（単位：トン）

大　臣　管　理　区　分	大臣管理漁獲可能量
すけとうだら太平洋系群沖合底びき網漁業	91,300
すけとうだら太平洋系群その他大臣許可漁業	現行の水準以上に漁獲量を増加させない。

第二　すけとうだら日本海北部系群

一　漁獲可能量（法第15条第１項第１号関係）

26,000トン

二　都道府県別漁獲可能量（法第15条第１項第２号関係）

法第15条第１項第２号の都道府県別漁獲可能量は、次の表の左欄に掲げる都道府県ごとに、それぞれ同表の右欄に掲げる数量とする。

（単位：トン）

都　道　府　県	都道府県別漁獲可能量
北海道	8,400
秋田県	現行水準
山形県	現行水準
新潟県	現行水準

三　大臣管理漁獲可能量（法第15条第１項第３号関係）

法第15条第１項第３号の大臣管理漁獲可能量は、次の表の左欄に掲げる大臣管理区分ごとに、それぞれ同表の右欄に掲げる数量とする。

（単位：トン）

大　臣　管　理　区　分	大臣管理漁獲可能量
すけとうだら日本海北部系群沖合底びき網漁業	17,500
すけとうだら日本海北部系群その他大臣許可漁業	現行の水準以上に漁獲量を増加させない。

第三　すけとうだらオホーツク海南部

一　漁獲可能量（法第15条第１項第１号関係）

60,000トン

二　都道府県別漁獲可能量（法第15条第１項第２号関係）

法第15条第１項第２号の都道府県別漁獲可能量は、次の表の左欄に掲げる都道府県ごとに、それぞれ同表の右欄に掲げる数量とする。

（単位：トン）

都　道　府　県	都道府県別漁獲可能量
北海道	現行水準

三　大臣管理漁獲可能量（法第15条第１項第３号関係）

法第15条第１項第３号の大臣管理漁獲可能量は、次の表の左欄に掲げる大臣管理区分ごとに、それぞれ同表の右欄に掲げる数量とする。

（単位：トン）

大臣管理区分	大臣管理漁獲可能量
すけとうだらオホーツク海南部沖合底びき網漁業	59,900
すけとうだらオホーツク海南部その他大臣許可漁業	現行の水準以上に漁獲量を増加させない。

第四　すけとうだら根室海峡

一　漁獲可能量（法第15条第１項第１号関係）

15,000トン

二　都道府県別漁獲可能量（法第15条第１項第２号関係）

法第15条第１項第２号の都道府県別漁獲可能量は、次の表の左欄に掲げる都道府県ごとに、それぞれ同表の右欄に掲げる数量とする。

（単位：トン）

都道府県	都道府県別漁獲可能量
北海道	15,000

三　大臣管理漁獲可能量（法第15条第１項第３号関係）

法第15条第１項第３号の大臣管理漁獲可能量は、次の表の左欄に掲げる大臣管理区分ごとに、それぞれ同表の右欄に掲げる数量とする。

（単位：トン）

大臣管理区分	大臣管理漁獲可能量
すけとうだら根室海峡大臣許可漁業	現行の水準以上に漁獲量を増加させない。

第五　するめいか

一　漁獲可能量（法第15条第１項第１号関係）

68,400トン

二　都道府県別漁獲可能量（法第15条第１項第２号関係）

法第15条第１項第２号の都道府県別漁獲可能量は、次の表の左欄に掲げる都道府県ごとに、それぞれ同表の右欄に掲げる数量とする。

（単位：トン）

都道府県	都道府県別漁獲可能量
北海道	6,600
青森県	1,700
岩手県	1,100
宮城県	600
秋田県	現行水準
山形県	現行水準
福島県	現行水準
茨城県	現行水準
千葉県	現行水準
神奈川県	現行水準
新潟県	現行水準
富山県	3,800
石川県	現行水準
福井県	現行水準
静岡県	現行水準
愛知県	現行水準
三重県	現行水準
京都府	現行水準
兵庫県	現行水準
和歌山県	現行水準
鳥取県	現行水準
島根県	現行水準
山口県	現行水準
徳島県	現行水準
愛媛県	現行水準
高知県	現行水準
福岡県	現行水準
佐賀県	現行水準
長崎県	3,100

熊本県	現行水準
大分県	現行水準
宮崎県	現行水準
鹿児島県	現行水準

三　大臣管理漁獲可能量（法第15条第１項第３号関係）

法第15条第１項第３号の大臣管理漁獲可能量は、次の表の左欄に掲げる大臣管理区分ごとに、それぞれ同表の右欄に掲げる数量とする。

（単位：トン）

大臣管理区分	大臣管理漁獲可能量
するめいか沖合底びき網漁業	17,300
するめいか大中型まき網漁業	2,300
するめいか大臣許可いか釣り漁業	3,000
するめいか小型するめいか釣り漁業（４月から同年11月まで）	13,600
するめいか小型するめいか釣り漁業（12月から翌年３月まで）	1,400
するめいかその他大臣許可漁業	現行の水準以上に漁獲量を増加させない。

第六　かたくちいわし瀬戸内海系群

一　漁獲可能量（法第15条第１項第１号関係）

44,000トン

二　都道府県別漁獲可能量（法第15条第１項第２号関係）

法第15条第１項第２号の都道府県別漁獲可能量は、次の表の左欄に掲げる都道府県ごとに、それぞれ同表の右欄に掲げる数量とする。

（単位：トン）

都道府県	都道府県別漁獲可能量
大阪府	44,000トンの内数
兵庫県	44,000トンの内数
和歌山県	44,000トンの内数
岡山県	44,000トンの内数
広島県	44,000トンの内数
山口県	44,000トンの内数
徳島県	44,000トンの内数
香川県	44,000トンの内数
愛媛県	44,000トンの内数
福岡県	44,000トンの内数
大分県	44,000トンの内数

第七　ぶり

一　漁獲可能量（法第15条第１項第１号関係）

97,000トン

二　都道府県別漁獲可能量（法第15条第１項第２号関係）

法第15条第１項第２号の都道府県別漁獲可能量は、次の表の左欄に掲げる都道府県ごとに、それぞれ同表の右欄に掲げる数量とする。

（単位：トン）

都道府県	都道府県別漁獲可能量
北海道	試行水準
青森県	試行水準
岩手県	試行水準
宮城県	試行水準
秋田県	試行水準
山形県	試行水準
福島県	試行水準
茨城県	試行水準
千葉県	試行水準
東京都	試行水準
神奈川県	試行水準
新潟県	試行水準
富山県	試行水準
石川県	試行水準
福井県	試行水準
静岡県	試行水準

愛知県	試行水準
三重県	試行水準
京都府	試行水準
大阪府	試行水準
兵庫県	試行水準
和歌山県	試行水準
鳥取県	試行水準
島根県	試行水準
岡山県	試行水準
広島県	試行水準
山口県	試行水準
徳島県	試行水準
香川県	試行水準
愛媛県	試行水準
高知県	試行水準
福岡県	試行水準
佐賀県	試行水準
長崎県	試行水準
熊本県	試行水準
大分県	試行水準
宮崎県	試行水準
鹿児島県	試行水準

三　大臣管理漁獲可能量（法第15条第１項第３号関係）

法第15条第１項第３号の大臣管理漁獲可能量は、次の表の左欄に掲げる大臣管理区分ごとに、それぞれ同表の右欄に掲げる数量とする。

（単位：トン）

大臣管理区分	大臣管理漁獲可能量
ぶり大中型まき網漁業	試行水準
ぶりその他大臣許可漁業	試行水準

第八　みなみまぐろ

一　漁獲可能量（法第15条第１項第１号関係）

7,855トン

二　大臣管理漁獲可能量（法第15条第１項第３号関係）

法第15条第１項第３号の大臣管理漁獲可能量は、次の表の左欄に掲げる大臣管理区分ごとに、それぞれ同表の右欄に掲げる数量とする。

（単位：トン）

大臣管理区分	大臣管理漁獲可能量
みなみまぐろ	7,685

○農林水産省告示第三百五十九号

漁業法（昭和二十四年法律第二百六十七号）第十五条第六項の規定に基づき、令和七年五月二十七日農林水産省告示第八百三十四号（特定水産資源（まさば及びごまさば太平洋系群、まさば及びごまさば対馬暖流系群、ずわいがに太平洋北部系群、ずわいがに日本海系群Ａ海域、ずわいがに日本海系群Ｂ海域、ずわいがに北海道西部系群、ずわいがにオホーツク海南部、まだら本州太平洋北部系群、まだら本州日本海北部系群、まだら北海道太平洋並びにまだら北海道日本海）に関する令和七管理年度における漁業法第十五条第一項各号に掲げる数量を公表する件）の一部を次のように変更したので、同条第六項において準用する同条第五項の規定に基づき、次のとおり公表する。

令和八年三月十二日

農林水産大臣　鈴木　憲和

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分（以下「傍線部分」という。）でこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線部分があるものは、これを当該傍線部分のように改める。

改正後	改正前
まさば及びごまさば太平洋系群、まさば及びごまさば対馬暖流系群、ずわいがに太平洋北部系群、ずわいがに日本海系群Ａ海域、ずわいがに日本海系群Ｂ海域、ずわいがに北海道西部系群、ずわいがにオホーツク海南部、まだら本州太平洋北部系群、まだら本州日本海北部系群、まだら	まさば及びごまさば太平洋系群、まさば及びごまさば対馬暖流系群、ずわいがに太平洋北部系群、ずわいがに日本海系群Ａ海域、ずわいがに日本海系群Ｂ海域、ずわいがに北海道西部系群、ずわいがにオホーツク海南部、まだら本州太平洋北部系群、まだら本州日本海北部系群、まだら

北海道太平洋並びにまだら北海道日本海に関する令和７管理年度（令和７年７月１日から令和８年６月30日までの期間をいう。）における漁業法（以下「法」という。）第15条第１項各号に掲げる数量は、次のとおりとする。

第一　まさば及びごまさば太平洋系群

一　（略）

二　都道府県別漁獲可能量（法第15条第１項第２号関係）

法第15条第１項第２号の都道府県別漁獲可能量は、次の表の左欄に掲げる都道府県ごとに、それぞれ同表の右欄に掲げる数量とする。

（単位：トン）

都　道　府　県	都道府県別漁獲可能量
北海道	17,200
（略）	（略）

三　（略）

第二　まさば及びごまさば対馬暖流系群

一　漁獲可能量（法第15条第１項第１号関係）

270,500トン

二・三　（略）

第三～第十一　（略）

北海道太平洋並びにまだら北海道日本海に関する令和７管理年度（令和７年７月１日から令和８年６月30日までの期間をいう。）における漁業法（以下「法」という。）第15条第１項各号に掲げる数量は、次のとおりとする。

第一　まさば及びごまさば太平洋系群

一　（略）

二　都道府県別漁獲可能量（法第15条第１項第２号関係）

法第15条第１項第２号の都道府県別漁獲可能量は、次の表の左欄に掲げる都道府県ごとに、それぞれ同表の右欄に掲げる数量とする。

（単位：トン）

都　道　府　県	都道府県別漁獲可能量
北海道	18,400
（略）	（略）

三　（略）

第二　まさば及びごまさば対馬暖流系群

一　漁獲可能量（法第15条第１項第１号関係）

225,500トン

二・三　（略）

第三～第十一　（略）

○農林水産省告示第三百六十号

漁業法（昭和二十四年法律第二百六十七号）第十五条第六項の規定に基づき、令和六年十二月二十七日農林水産省告示第二千三百五十三号（特定水産資源（くろまぐろ（小型魚）及びくろまぐろ（大型魚））に関する令和七管理年度における漁業法第十五条第一項各号に掲げる数量を公表する件）の一部を次のように改正する。

令和八年三月十二日

農林水産大臣　鈴木　憲和

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分（以下「傍線部分」という。）でこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線部分があるものは、これを当該傍線部分のように改める。

改　正　後	改　正　前
くろまぐろ（小型魚）及びくろまぐろ（大型魚）に関する令和７管理年度（くろまぐろに係る大臣管理区分にあっては令和７年１月１日から同年12月31日まで、くろまぐろに係る知事管理区分にあっては令和７年４月１日から翌年３月31日までの期間をいう。）における漁業法（以下「法」という。）第15条第１項各号に掲げる数量は、次のとおりとする。	くろまぐろ（小型魚）及びくろまぐろ（大型魚）に関する令和７管理年度（くろまぐろに係る大臣管理区分にあっては令和７年１月１日から同年12月31日まで、くろまぐろに係る知事管理区分にあっては令和７年４月１日から翌年３月31日までの期間をいう。）における漁業法（以下「法」という。）第15条第１項各号に掲げる数量は、次のとおりとする。
第一　くろまぐろ（小型魚）	第一　くろまぐろ（小型魚）
一　漁獲可能量（法第15条第１項第１号関係）	一　漁獲可能量（法第15条第１項第１号関係）
4,218.0トン	4,218.0トン

二　都道府県別漁獲可能量（法第15条第１項第２号関係）

法第15条第１項第２号の都道府県別漁獲可能量は、次の表の左欄に掲げる都道府県ごとに、それぞれ同表の右欄に掲げる数量とする。

（単位：トン）

都　道　府　県	都道府県別漁獲可能量
北海道	146.7
青森県	351.0
岩手県	113.0
宮城県	63.5
秋田県	57.0
山形県	24.2
福島県	34.1
茨城県	47.9
千葉県	108.6
東京都	16.5
神奈川県	65.2
新潟県	128.0
富山県	144.6
石川県	128.7
福井県	51.9
静岡県	60.5
愛知県	1.0
三重県	65.8
京都府	66.4
大阪府	1.0
兵庫県	19.4
和歌山県	60.8
鳥取県	19.9
島根県	137.1
岡山県	1.0
広島県	1.0

二　都道府県別漁獲可能量（法第15条第１項第２号関係）

法第15条第１項第２号の都道府県別漁獲可能量は、次の表の左欄に掲げる都道府県ごとに、それぞれ同表の右欄に掲げる数量とする。

（単位：トン）

都　道　府　県	都道府県別漁獲可能量
北海道	150.7
青森県	351.0
岩手県	113.0
宮城県	63.5
秋田県	57.0
山形県	24.2
福島県	34.1
茨城県	47.9
千葉県	108.6
東京都	16.5
神奈川県	65.2
新潟県	128.0
富山県	144.6
石川県	128.7
福井県	51.9
静岡県	60.5
愛知県	1.0
三重県	65.8
京都府	66.4
大阪府	1.0
兵庫県	19.4
和歌山県	60.8
鳥取県	19.9
島根県	137.1
岡山県	1.0
広島県	1.0

山口県	130.4
徳島県	48.2
香川県	2.9
愛媛県	24.5
高知県	105.6
福岡県	17.6
佐賀県	12.9
長崎県	930.7
熊本県	39.0
大分県	14.9
宮崎県	25.5
鹿児島県	50.6
沖縄県	0.1

三　大臣管理漁獲可能量（法第15条第１項第３号関係）

法第15条第１項第３号の大臣管理漁獲可能量は、次の表の左欄に掲げる大臣管理区分ごとに、それぞれ同表の右欄に掲げる数量とする。

（単位：トン）

大臣管理区分	大臣管理漁獲可能量
くろまぐろ（小型魚）大中型まき網漁業	708.9
くろまぐろ（小型魚）かじき等流し網漁業等	23.6
くろまぐろ（小型魚）かつお・まぐろ漁業	44.9

第二　くろまぐろ（大型魚）

一　漁獲可能量（法第15条第１項第１号関係）

10,142.6トン

二　都道府県別漁獲可能量（法第15条第１項第２号関係）

法第15条第１項第２号の都道府県別漁獲可能量は、次の表の左欄に掲げる都道府県ごとに、それぞれ同表の右欄に掲げる数量とする。

（単位：トン）

都道府県	都道府県別漁獲可能量
北海道	583.6
青森県	784.1

山口県	130.4
徳島県	48.2
香川県	2.9
愛媛県	24.5
高知県	105.6
福岡県	17.6
佐賀県	11.9
長崎県	927.7
熊本県	39.0
大分県	14.9
宮崎県	25.5
鹿児島県	50.6
沖縄県	0.1

三　大臣管理漁獲可能量（法第15条第１項第３号関係）

法第15条第１項第３号の大臣管理漁獲可能量は、次の表の左欄に掲げる大臣管理区分ごとに、それぞれ同表の右欄に掲げる数量とする。

（単位：トン）

大臣管理区分	大臣管理漁獲可能量
くろまぐろ（小型魚）大中型まき網漁業	708.9
くろまぐろ（小型魚）かじき等流し網漁業等	23.6
くろまぐろ（小型魚）かつお・まぐろ漁業	44.9

第二　くろまぐろ（大型魚）

一　漁獲可能量（法第15条第１項第１号関係）

10,142.6トン

二　都道府県別漁獲可能量（法第15条第１項第２号関係）

法第15条第１項第２号の都道府県別漁獲可能量は、次の表の左欄に掲げる都道府県ごとに、それぞれ同表の右欄に掲げる数量とする。

（単位：トン）

都道府県	都道府県別漁獲可能量
北海道	579.6
青森県	784.1

岩手県	97.2
宮城県	87.3
秋田県	55.1
山形県	53.1
福島県	2.0
茨城県	23.0
千葉県	87.4
東京都	88.4
神奈川県	32.7
新潟県	159.7
富山県	35.8
石川県	84.0
福井県	37.6
静岡県	54.2
愛知県	2.0
三重県	52.6
京都府	56.6
大阪府	2.0
兵庫県	33.8
和歌山県	61.0
鳥取県	19.2
島根県	48.3
岡山県	2.0
広島県	2.0
山口県	126.0
徳島県	7.0

岩手県	97.2
宮城県	87.3
秋田県	60.6
山形県	53.1
福島県	2.0
茨城県	23.0
千葉県	87.4
東京都	88.4
神奈川県	32.7
新潟県	159.7
富山県	35.8
石川県	84.0
福井県	37.6
静岡県	54.2
愛知県	2.0
三重県	52.6
京都府	53.6
大阪府	2.0
兵庫県	33.8
和歌山県	61.0
鳥取県	19.2
島根県	48.3
岡山県	2.0
広島県	2.0
山口県	121.0
徳島県	7.0

香川県	0.1
愛媛県	11.1
高知県	47.0
福岡県	54.0
佐賀県	22.6
長崎県	407.2
熊本県	6.4
大分県	32.1
宮崎県	70.4
鹿児島県	35.9
沖縄県	270.0

三　大臣管理漁獲可能量（法第15条第１項第３号関係）

法第15条第１項第３号の大臣管理漁獲可能量は、次の表の左欄に掲げる大臣管理区分ごとに、それぞれ同表の右欄に掲げる数量とする。

（単位：トン）

大臣管理区分	大臣管理漁獲可能量
くろまぐろ（大型魚）大中型まき網漁業（漁獲量の総量の管理を行う管理区分）	3,037.5
くろまぐろ（大型魚）大中型まき網漁業（漁獲割当てによる管理を行う区分）	2,027.2
くろまぐろ（大型魚）かじき等流し網漁業等	75.7
くろまぐろ（大型魚）かつお・まぐろ漁業（漁獲量の総量の管理を行う区分）	16.0
くろまぐろ（大型魚）かつお・まぐろ漁業（漁獲割当てによる管理を行う管理区分）	1,141.1

香川県	0.1
愛媛県	12.1
高知県	43.5
福岡県	54.0
佐賀県	28.6
長崎県	410.2
熊本県	6.4
大分県	32.1
宮崎県	70.4
鹿児島県	35.9
沖縄県	270.0

三　大臣管理漁獲可能量（法第15条第１項第３号関係）

法第15条第１項第３号の大臣管理漁獲可能量は、次の表の左欄に掲げる大臣管理区分ごとに、それぞれ同表の右欄に掲げる数量とする。

（単位：トン）

大臣管理区分	大臣管理漁獲可能量
くろまぐろ（大型魚）大中型まき網漁業（漁獲量の総量の管理を行う管理区分）	3,037.5
くろまぐろ（大型魚）大中型まき網漁業（漁獲割当てによる管理を行う区分）	2,027.2
くろまぐろ（大型魚）かじき等流し網漁業等	75.7
くろまぐろ（大型魚）かつお・まぐろ漁業（漁獲量の総量の管理を行う区分）	16.0
くろまぐろ（大型魚）かつお・まぐろ漁業（漁獲割当てによる管理を行う管理区分）	1,141.1

公告

諸事項

破産手続開始

破産手続開始及び免責許可申立てに関する意見申述期間

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

破産手続廃止及び免責許可決定

破産手続終結及び免責許可決定

免責許可決定

小規模個人再生による再生計画認可

解散命令公告

北海道公告

　下記に掲げる組合は、その代表権を有する者の所在が知れないので、中小企業等協同組合法（昭和24年法律第181号）第106条第３項の規定に基づき、解散命令の要旨を下記のとおり公告する。

　令和８年３月12日

北海道知事　鈴木　直道

記

命令の要旨

　中小企業等協同組合法第106条第２項の規定に基づき解散を命ずる。

名称及び主たる事務所の所在地

　北海道産業振興協同組合

　　札幌市白石区東札幌２条３丁目７番18号

教示

１　この処分について不服がある場合には、この処分があったことを知った日の翌日から起算して３月以内に、北海道知事に対して審査請求をすることができる。

２　この処分について不服がある場合には、この処分があったことを知った日（前項による審査請求をしたときは、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日）の翌日から起算して６月以内に、北海道（訴訟において北海道を代表する者は北海道知事となる。）を被告として札幌地方裁判所に処分の取消しの訴えを提起することができる。ただし、処分又は裁決があったことを知った日の翌日から起算して６月以内であっても、処分又は裁決の日の翌日から起算して１年を経過すると、処分の取消しの訴えを提起することができなくなる。

会社その他の公告

解散公告

　当社は、解散いたしましたので、当社に有する権利は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

　令和八年三月十二日

岩手県盛岡市西仙北二丁目八番二九号

株式会社みらい測量

代表清算人　浅沼　智之

解散公告

　当社は、令和八年二月一日開催の株主総会の議によより解散しましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

　なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

　令和八年三月十二日

山形県山形市飯田四丁目五番一一二号

マリーサポート株式会社

代表清算人　黒田　良子

解散公告

当社は、令和八年一月二十四日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年三月十二日

福島県東白川郡矢祭町大字下関河内字漆房八番地

有限会社小比田製材所

代表清算人　小比田勝子

解散公告

当社は、令和八年一月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年三月十二日

茨城県笠間市福田九〇六番地六

株式会社茨城県民球団

代表清算人　山根　将大

解散公告

当法人は、令和八年一月二十五日開催の社員総会の決議により解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年三月十二日

栃木県那須烏山市小倉一一二一番地一八

特定非営利活動法人もうひとつの働き方ネットワーク

清算人　荻野　夏子

解散公告

当社は、令和七年十二月十日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年三月十二日

埼玉県さいたま市南区別所四丁目六番一五号

有限会社喜代松商会

清算人　髙野　守雄

解散公告

当社は、令和八年一月一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年三月十二日

埼玉県上尾市大字原市二三三六番地四―二―二〇三

野口電業有限会社

清算人　大嶋　葉子

解散公告

当社は、解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年三月十二日

千葉県船橋市田喜野井六丁目一一番六号

有限会社サンエースチェーン本部

清算人　中嶋　雅昭

解散公告

当社は、令和八年二月二十八日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年三月十二日

千葉県市原市光風台五丁目四三八番地

株式会社Ｓｉｄｅｂｏｏｋ

代表清算人　沼部　裕介

解散公告

当社は、令和八年一月二十七日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年三月十二日

千葉県松戸市根木内五五八番地の二

株式会社スタジオセブン

代表清算人　飯澤　英俊

解散公告

当社は、令和八年一月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年三月十二日

千葉市中央区富士見一―一四―一三千葉大栄ビル八階

株式会社ちば建物

代表清算人　石川　祐介

解散公告

当社は、令和八年二月十三日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年三月十二日

東京都目黒区柿の木坂二丁目二二番一四号

東京技術産業株式会社

代表清算人　上田　淳三

解散公告

当社は、令和八年二月二十八日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年三月十二日

東京都江戸川区平井六丁目一七番八号

有限会社石原塗料商会

清算人　石原　稔

解散公告

当社は、令和七年十二月三十一日総社員の同意により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年三月十二日

東京都港区北青山一丁目三番一号アールキューブ青山三階　合同会社ｏｐｔｉｏｎ

清算人　渡邊　剛暢

解散公告

当社は、令和八年二月二十四日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年三月十二日

東京都八王子市中町九丁目一〇ひまわりビル四階

株式会社ＵＪＵＪＡＰＡＮ

代表清算人　加藤　宣和

解散公告

当社は、令和八年二月二十八日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年三月十二日

東京都渋谷区道玄坂二丁目一八番一一号

株式会社プロジェクト・フォーラム

代表清算人　渋谷　秀雄

解散公告

当社は、株主総会の決議により令和八年二月十八日解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年三月十二日

東京都中央区銀座八丁目一八番一二号

保坂不動産株式会社

代表清算人　澤井　隆

令和７年度決算公告

令和７年６月22日

佐賀県佐賀市鍋島１丁目３番10号

一般社団法人佐賀県放射線技師会

代表理事　北村　茂利

貸借対照表の要旨

（令和７年３月31日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資産の部	流動資産	5,356,759
	固定資産	24,337
	合計	5,381,096
負債及び純資産の部	流動負債	133,020
	固定負債	0
	負債合計	133,020
	一般正味財産	5,248,076
	正味財産合計	5,248,076
	合計	5,381,096

解散公告

当社は、令和八年二月二十二日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年三月十二日

東京都品川区北品川一丁目六番一六号

ピラティスムーブメントスペース株式会社

代表清算人　嶌崎三枝子

解散公告

当社は、令和八年二月十五日株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年三月十二日

東京都渋谷区道玄坂一―一〇―八渋谷道玄坂東急ビル二Ｆ―Ｃ

株式会社ＴｅｃｈＳｑｕａｒｅ

代表清算人　村井　賢介

解散公告

当社は、解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年三月十二日

東京都中央区日本橋馬喰町二丁目二番一三号

アゼル株式会社

代表清算人　高橋　鉄也

解散公告

当社は、令和八年一月三十一日総社員の同意により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年三月十二日

東京都目黒区洗足二丁目一六番一九号

合同会社シャロンテック八千代台

清算人　福山　博之

解散公告

当社は、令和三年十二月十五日解散いたしました。当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年三月十二日

東京都墨田区京島三丁目七番七号

株式会社大仙

代表清算人　大場　亮

解散公告

当社は、解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年三月十二日

東京都中央区銀座一丁目二二番一一号銀座大竹ビジデンス二階

アンタントコンサルティング株式会社

代表清算人　亀田　幸宏

解散公告

当社は、令和八年三月十日付けで解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年三月十二日

東京都新宿区新宿一丁目三六番二号新宿第七葉山ビル

Ｒｅｌｓ株式会社

代表清算人　野中　直彦

解散公告

当社は解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年三月十二日

東京都立川市富士見町七丁目八番一号第三―三―二〇一号　合同会社小嶋配管工業

清算人　小嶋　徹

解散公告

当社は、令和八年二月十六日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年三月十二日

東京都中央区銀座五丁目一番一五号

株式会社ＬＯＬＳ

代表清算人　平岡　将人

解散公告

当社は、令和八年二月二十八日総社員の同意により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年三月十二日

神奈川県平塚市松風町二七番二二―四〇六号

合同会社湘南設備事務所

清算人　辻本　隆

解散公告

当社は、令和八年一月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年三月十二日

横浜市港北区篠原台町一一番二四号

アストロ日本株式会社

代表清算人　渡邊　智秋

解散公告

当社は、令和八年一月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年三月十二日

神奈川県小田原市中里二九二番地

株式会社リクオー

代表清算人　鈴木　靖典

解散公告

当法人は、令和八年二月二十八日開催の社員総会の決議により解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年三月十二日

神奈川県川崎市川崎区日進町三番四号

一般社団法人不妊・不育のためのＰＧＴ患者会

代表清算人　阿形　佳美

解散公告

当社は、令和八年二月二十八日、株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年三月十二日

横浜市磯子区杉田一丁目六番三号

有限会社ハマペインティング

清算人　丸　ゆり子

解散公告

当社は、解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年三月十二日

富山市西田地方町三丁目八番二二号

株式会社日本テクニカル・サポート

代表清算人　石川　勝宏

解散公告

当社は、令和七年十二月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年三月十二日

山梨県甲府市蓬沢町一〇四七番地一号

有限会社アメリカンズバイク山梨

清算人　栗原　知美

第36期決算公告　令和８年２月26日

札幌市中央区大通西１丁目14番地２

株式会社ネクステップ

代表取締役　来生　淳二

貸借対照表の要旨（令和７年12月31日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	292,382
	固定資産	1,819,877
	資産合計	2,112,260
負債及び純資産の部	流動負債	217,867
	固定負債	1,088,290
	株主資本	806,102
	資本金	32,000
	利益剰余金	787,137
	利益準備金	8,000
	その他利益剰余金	779,137
	（うち当期純利益）	(3,088)
	自己株式	△13,035
	負債・純資産合計	2,112,260

解散公告

当社は、令和八年二月二十五日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年三月十二日

岐阜市日野南三丁目二番五号

株式会社ＫＯＧＡＮＥ

代表清算人　矢野　準

解散公告

当社は、令和八年二月二十八日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年三月十二日

静岡県浜松市中央区流通元町一九番三号

浜静クラフト株式会社

代表清算人　濵谷　郁弥

解散公告

当社は、令和八年二月二十八日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年三月十二日

静岡県浜松市中央区流通元町一九番三号

浜静トレーディング株式会社

代表清算人　濵谷　郁弥

解散公告

当社は、令和八年一月二十八日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年三月十二日

三重県四日市市諏訪栄町二一番四―二号

グランデュールＭＳ五〇二

株式会社ランコントル

代表清算人　野﨑　秀幸

解散公告

当社は、令和八年二月二十八日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年三月十二日

京都市下京区中堂寺南町一三四番地

マイクロトパーズ株式会社

代表清算人　池田　勝徳

解散公告

当社は、令和八年二月二十八日総社員の同意により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年三月十二日

京都府宇治市小倉町堀池七―五四

合同会社ル・ホーム

清算人　松尾　知章

解散公告

当社は、解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年三月十二日

大阪府大阪市住之江区浜口西一丁目九番一八号

株式会社ビットワークス

代表清算人　平源　善守

解散公告

当社は、解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年三月十二日

大阪府平野区長吉出戸六丁目四番一一号二階

ＡＭＣＴ株式会社

代表清算人　徳永　恵

解散公告

当社は、解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年三月十二日

大阪市中央区常盤町一丁目一番九―四〇二室

星川合同会社

清算人　劉　暁威

解散公告

当社は、解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年三月十二日

大阪市住吉区遠里小野三丁目五―一七

ＰＬＡＴＩＮＵＭ株式会社

代表清算人　陳　海雄

解散公告

当社は、解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年三月十二日

大阪市西成区玉出西二―八―九―四〇六号

連通サプライチェーン管理株式会社

代表清算人　趙　友乾

解散公告

当社は、解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年三月十二日

大阪市生野区桃谷三―二一―二六和歌之荘三一号室

阪和商事株式会社

代表清算人　高　一凡

解散公告

当社は、令和八年二月二十五日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年三月十二日

大阪府河内長野市南貴望ケ丘一番一一号

有限会社ＥＪ―Ｗｅｂ．Ｎｅｔ

清算人　弁護士　田中　満

連絡先　大阪市福島区玉川四丁目五番四号　すまいる法律事務所

解散公告

当社は、令和八年二月二十五日開催の総社員の同意により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年三月十二日

兵庫県神戸市中央区磯辺通一丁目一番一八号カサベラ国際プラザビル七〇七

合同会社ＡＸＥＬ

代表清算人　三俣　和樹

解散公告

当社は、令和八年二月二十八日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年三月十二日

兵庫県芦屋市西山町一八番一二―二号

愛造合同会社

清算人　三好　絢子

解散公告

当社は、令和八年二月二十八日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年三月十二日

神戸市垂水区平磯四丁目三番二一号

株式会社ＢＥＯＣＥＡＮＳ

代表清算人　松原　弘和

解散公告

当社は、令和八年二月二十八日総社員の同意により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年三月十二日

兵庫県芦屋市西山町一八番一二―二号

愛造合同会社

清算人　三好　絢子

第　83　期　決　算　公　告

令和８年２月24日　　東京都渋谷区代々木４丁目33番10号

株式会社トーシン

代表取締役　沼田　隆

貸借対照表の要旨　（令和７年12月31日現在）　（単位：千円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	1,841,007	流動負債	400,538
固定資産	4,646,734	固定負債	4,832,041
有形固定資産	4,329,501	株主資本	1,366,974
無形固定資産	317,233	資本金	145,000
投資	146,686	資本剰余金	40,000
		資本準備金	40,000
		利益剰余金	1,181,974
		利益準備金	100,000
		その他利益剰余金	1,081,974
		（うち当期純利益）	（160,719）
		評価・換算差額等	34,874
		その他有価証券評価差額金	34,874
資産合計	6,634,427	負債・純資産合計	6,634,427

解散公告

当社は、令和八年二月二十八日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年三月十二日

鳥取市商栄町二〇三番地二二

株式会社マルシン

代表清算人　小山　佳宏

解散公告

当社は、令和八年二月二日総社員の同意により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年三月十二日

広島県山県郡北広島町志路原二一一〇

合同会社ＲｉｚＲｉｚ

代表清算人　山岡　由貴

解散公告

当社は、令和八年三月一日総社員の同意により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年三月十二日

愛媛県松山市祝谷二丁目一〇番八号、一階

合同会社ITFERIA

清算人　キム・ダンウ

解散公告

当社は、解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年三月十二日

愛媛県大洲市長浜甲六八七番地二二

一二商事株式会社

代表清算人　岸本誠一郎

解散公告

当社は、令和八年一月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年三月十二日

福岡県大川市大字諸富四番地二の二

有限会社勝栄設備

清算人　鶴　勝宣

解散公告

当社は解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年三月十二日

福岡市博多区中洲三丁目四番一〇号

株式会社ＬＩＮＫ

代表清算人　右近　忍

解散公告

当社は、令和八年二月二十八日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年三月十二日

福岡県大野城市白木原四丁目七番三号

株式会社Ｔ・Ｂ・Ｃ

代表清算人　藤池　亮一

解散公告

当社は、令和八年二月二十八日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年三月十二日

福岡市西区今津字津本五四一三番一四

株式会社ＬＥＶＥＬ

代表清算人　藤池　亮一

解散公告

当社は、令和八年二月二十八日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年三月十二日

福岡市西区今津字津本五四一三番一四

株式会社ジェイ・エフ・シィ

代表清算人　藤池　亮一

解散公告

当社は、令和八年二月二十八日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年三月十二日

福岡市西区今津字津本五四一三番一四

シークレバー株式会社

代表清算人　所崎　紀郎

解散公告

当社は解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年三月十二日

福岡県福岡市東区千早二―九―一五―五〇六

ＹＡＴＯ合同会社

清算人　弥頭幸一郎

解散公告

当社は解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年三月十二日

福岡市西区下山門一丁目一九番八号

株式会社パス

代表清算人　溝口　克司

解散公告

当法人は解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年三月十二日

福岡県久留米市城南町八―一―二〇二号

特定非営利活動法人前向き子育てふくおか

清算人　石橋　美穂

解散公告

当社は、令和八年二月二十八日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年三月十二日

佐賀県佐賀市柳町八番一号

有限会社御厨商会

清算人　御厨　寿男

解散公告

当社は、令和八年一月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年三月十二日

大分県玖珠郡玖珠町大字太田二三四番地の一

サンユウ株式会社

代表清算人　髙倉　由里

第44期決算公告

令和８年３月12日

新潟県新潟市中央区大島1607番地３

株式会社アペックス・インターナショナル新潟

代表取締役社長　塩谷　禎

貸借対照表の要旨　（令和７年10月31日現在）　（単位：千円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	494,198	流動負債	337,373
固定資産	39,327	賞与引当金	5,085
有形固定資産	28,128	固定負債	900
無形固定資産	301	株主資本	195,252
投資その他の資産	10,897	資本金	10,000
		利益剰余金	185,252
		利益準備金	2,500
		その他利益剰余金	182,752
		（うち当期純利益）	(9,588)
資産合計	533,525	負債・純資産合計	533,525

解散公告（第一回）

当法人は、令和八年一月二十一日仙台地方裁判所の命令により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年三月十二日

宮城県仙台市太白区向山二丁目八番一号
宗教法人世界友愛会教団
清算人　佐藤　律子

解散公告（第一回）

当法人は、解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年三月十二日

熊本市西区島崎二丁目二番一三号
医療法人社団えとう小児科クリニック
清算人　江藤　仁治

解散公告（第二回）

当組合は、令和八年一月二十二日栃木県知事の認可により解散したので、当組合に債権を有する方は、本公告第一回掲載（令和八年二月十七日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年三月十二日

栃木県真岡市荒町五一九一番地
真岡市中郷・萩田土地区画整理組合
代表清算人　髙木　正夫

解散公告（第二回）

当法人は、令和七年十二月三十一日社員の欠亡により解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告第一回掲載（令和八年三月十日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年三月十二日

千葉県我孫子市布佐八四五番地一ヒルサイドビル丹羽一階
医療法人社団親切堂成広医院
清算人　成廣　朗

解散公告（第二回）

当組合は、令和八年一月八日農業協同組合法第七十三条第四項において準用する同法第六十四条の二第一項の規定により解散したので、当組合に債権を有する方は、本公告第一回掲載（令和八年三月十一日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年三月十二日

三重県桑名市大字増田五五二番地三
農事組合法人アグリ古野
清算人　水谷　俊吉

解散公告（第二回）

当法人は、解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告第一回掲載（令和八年三月十日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年三月十二日

京都市下京区室町通松原下る元両替町二五
八番地蝶花ビル四階　医療法人社団仁瑛会
清算人　林　博之

解散公告（第二回）

当組合は、令和八年二月二十二日開催の総会の決議により解散したので、当組合に債権を有する方は、本公告第一回掲載（令和八年三月十一日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年三月十二日

広島県東広島市黒瀬町大多田八四二
農事組合法人おおただ
代表清算人　中野　恕

解散公告（第三回）

当組合は、令和八年二月十三日横浜市長の認可により解散いたしましたので、当組合に債権を有する方は、本公告第一回掲載（令和八年二月二十六日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年三月十二日

神奈川県横浜市泉区ゆめが丘三二番地
泉ゆめが丘土地区画整理組合
代表清算人　清水　隆男

解散公告（第三回）

当法人は、令和七年九月四日開催の社員総会の決議並びに香川県知事の認可により、令和八年二月五日をもって解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告第一回掲載（令和八年三月十日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年三月十二日

香川県高松市中新町一一番地八
医療法人晴明会
清算人　市川　理恵

第50期決算公告　令和８年１月29日
東京都台東区三ノ輪１丁目５番３号
株式会社ウェル
代表取締役社長　朝倉　行彦
貸借対照表の要旨（令和７年10月31日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	476,940
	固定資産	351,877
	合計	828,817
負債及び純資産の部	流動負債	86,900
	固定負債	135,581
	（退職給付引当金）	(124,865)
	株主資本	604,212
	資本金	80,000
	利益剰余金	524,212
	利益準備金	20,000
	その他利益剰余金	504,212
	（うち当期純損失）	(18,251)
	評価・換算差額等	2,122
	合計	828,817

第70期決算公告　令和７年11月13日
宮城県亘理郡亘理町吉田字宮前21番地の２
日幸電機株式会社
代表取締役　大條　晋也
貸借対照表の要旨（令和７年９月20日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	1,109,395
	固定資産	274,598
	合計	1,383,994
負債及び純資産の部	流動負債	625,807
	固定負債	104,481
	株主資本	637,787
	資本金	40,000
	利益剰余金	598,959
	利益準備金	5,844
	その他利益剰余金	593,115
	（うち当期純利益）	(29,969)
	自己株式	△1,172
	評価・換算差額等	15,918
	合計	1,383,994

第67期決算公告
令和８年２月25日
岩手県盛岡市津志田町一丁目５番21号
ブリヂストンタイヤ岩手販売株式会社
代表取締役　髙橋　瑞彦
貸借対照表の要旨（令和７年12月31日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	2,084,413
	固定資産	2,086,493
	合計	4,170,906
負債及び純資産の部	流動負債	683,410
	固定負債	195,059
	株主資本	3,292,437
	資本金	40,000
	利益剰余金	3,252,437
	利益準備金	10,000
	その他利益剰余金	3,242,437
	（うち当期純利益）	(42,244)
	合計	4,170,906

第14期決算公告　令和８年１月28日
東京都港区港南一丁目６番34号
株式会社フーモア
代表取締役　芝辻　幹也
貸借対照表の要旨（令和７年10月31日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	1,459,324
	固定資産	379,746
	資産合計	1,839,071
負債及び純資産の部	流動負債	427,542
	固定負債	326,206
	株主資本	1,085,322
	資本金	50,000
	資本剰余金	1,024,324
	資本準備金	479,026
	その他資本剰余金	545,298
	利益剰余金	10,998
	その他利益剰余金	10,998
	（うち当期純利益）	(34,393)
	負債・純資産合計	1,839,071

第11期決算公告

令和８年３月12日
東京都中央区日本橋大伝馬町７番３号
ヒューリックふふ株式会社
代表取締役　大町　祐輔

貸借対照表の要旨
（令和７年９月30日現在）（単位：百万円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	3,160	流動負債	3,223
固定資産	1,630	負債合計	3,223
有形固定資産	1,499	株主資本	1,567
無形固定資産	5	資本金	1,500
投資その他の資産	125	資本剰余金	1,500
繰延資産	0	資本準備金	1,500
		利益剰余金	△1,432
		その他利益剰余金	△1,432
		純資産合計	1,567
資産合計	4,791	負債・純資産合計	4,791

損益計算書の要旨
（自　令和６年10月１日　至　令和７年９月30日）
（単位：百万円）

科目	金額
売上高	12,698
売上原価	1,548
売上総利益	11,150
販売費及び一般管理費	11,033
営業利益	116
営業外収益	6
営業外費用	6
経常利益	116
税引前当期純利益	116
法人税、住民税及び事業税	38
当期純利益	77

第８期決算公告　令和８年３月12日
東京都港区海岸一丁目２番20号
汐留ビルディング３階
マジセミ株式会社
代表取締役　寺田　雄一
貸借対照表の要旨
（令和７年12月31日現在）　（単位：円）

科目		金額
資産の部	流動資産	504,407,879
	固定資産	12,042,224
	資産合計	516,450,103
負債及び純資産の部	流動負債	120,101,387
	固定負債	11,075,673
	株主資本	385,273,043
	資本金	10,000,000
	利益剰余金	375,273,043
	その他利益剰余金	375,273,043
	（うち当期純利益）	(158,747,012)
	負債・純資産合計	516,450,103

第７期決算公告

令和８年３月12日
福島県郡山市安積荒井本町31番地―２Ｆ
株式会社オールアウト
代表取締役　志賀　誠
貸借対照表の要旨
（令和７年６月30日現在）　（単位：円）

科目		金額
資産の部	流動資産	20,101,627
	合計	20,101,627
負債及び純資産の部	流動負債	545,000
	固定負債	3,063
	株主資本	19,553,564
	資本金	23,000,000
	利益剰余金	△3,446,436
	その他利益剰余金	△3,446,436
	（うち当期純損失）	(264,425)
	合計	20,101,627

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を千八百万円減少し、五百万円とすることにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

令和八年三月十二日

福島県郡山市安積荒井本町三一番地―二Ｆ
株式会社オールアウト
代表取締役　志賀　誠

第10期決算公告　令和８年３月12日
東京都中央区八丁堀四丁目14番４号
株式会社チビックシステム
代表取締役　柴田　修平
貸借対照表の要旨（令和７年11月30日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	218,823
	固定資産	130,858
	合計	349,682
負債及び純資産の部	流動負債	27,642
	株主資本	322,039
	資本金	100,000
	資本剰余金	305,752
	資本準備金	305,752
	利益剰余金	△83,712
	その他利益剰余金	△83,712
	（うち当期純損失）	(54,362)
	合計	349,682

資金決済に関する法律第20条第１項に基づく前払式支払手段の払戻しの公告

「ブレイドアンドソウルNEO」のサービスの終了に伴い、資金決済に関する法律第20条第１項に基づき、未使用の前払式支払手段の保有者に払戻しを行いますので期間内にお申し出ください。

【支払いを行う前払式支払手段の発行者】エヌ・シー・ジャパン株式会社

【払戻し対象前払式支払手段】NCSOFTが運営するPC向けサービス「ブレイドアンドソウルNEO」内の有償の決済手段「神石」

【払戻しの申出期間】令和８年３月12日午前12時00分から令和８年６月10日午前11時59分まで

※当該期間内に申出がない場合は、本手続きから除斥されます。

【お申出方法】ブレイドアンドソウルNEO公式サイト（https://bns.ncsoft.jp/）に払戻しのお申出方法を掲載しておりますので、ご確認願います。

【問合わせ先】https://help.plaync.com/

令和８年３月12日

東京都港区六本木七丁目７番７号
エヌ・シー・ジャパン株式会社
代表取締役　林　元基

第９期決算公告

令和８年３月12日
東京都千代田区岩本町二丁目４番10号
株式会社オフィスリソース・マネジメント
代表取締役　林　　豊吉

貸借対照表の要旨（令和７年４月30日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	6,815
	固定資産	1,000
	資産合計	**7,815**
負純資産及び債の部	流動負債	227
	株主資本	7,587
	資本金	6,000
	資本剰余金	1,000
	資本準備金	1,000
	利益剰余金	587
	その他利益剰余金	587
	（うち当期純利益）	(0)
	負債・純資産合計	**7,815**

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を五百万円減少し百万円とすることにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

令和八年三月十二日
東京都千代田区岩本町二丁目四番一〇号
株式会社オフィスリソース・マネジメント
代表取締役　林　豊吉

第37期決算公告

2026年３月12日
神奈川県愛甲郡愛川町角田489
ＡＧＣオートモーティブＡＭＣ株式会社
代表取締役　土田　　衛

貸借対照表の要旨（2025年12月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	575,739
	固定資産	783,479
	合計	**1,359,217**
負純資産及び債の部	流動負債	769,893
	固定負債	506,678
	株主資本	82,646
	資本金	30,000
	利益剰余金	52,646
	利益準備金	7,500
	その他利益剰余金	45,146
	（うち当期純利益）	(44,743)
	合計	**1,359,217**

第13期決算公告

令和８年３月12日
東京都江東区亀戸一丁目８番11号
ＫＯＢＡスポーツエンターテイメント株式会社
代表取締役　木塲　克己

貸借対照表の要旨（令和７年７月31日現在）

科目		金額(円)
資の産部	流動資産	59,170,676
	固定資産	2,019,815
	資産合計	**61,190,491**
負純資産及び債の部	流動負債	11,729,637
	負債合計	**11,729,637**
	株主資本	49,460,854
	資本金	1,000,000
	利益剰余金	48,460,854
	その他利益剰余金	48,460,854
	（うち当期純利益）	(4,562,927)
	純資産合計	**49,460,854**
	負債・純資産合計	**61,190,491**

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内に甲の本店宛にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）左記のとおりです。
（乙）計算書類の公告義務はありません。

令和八年三月十二日
東京都江東区亀戸一丁目八番一一号
（甲）ＫＯＢＡスポーツエンターテイメント株式会社
代表取締役　木塲　克己
東京都江東区猿江二丁目一二番九号
（乙）有限会社コバメディカル・ジャパン
取締役　木塲　克己

第７期決算公告

令和８年３月12日
愛知県豊橋市白河町100番地
サーラＥ＆Ｌ東三河株式会社
代表取締役社長　藤城　賢司

貸借対照表の要旨（令和７年11月30日現在）

科目		金額(百万円)
資の産部	流動資産	2,653
	固定資産	296
	合計	**2,950**
負純資産及び債の部	流動負債	1,056
	固定負債	334
	株主資本	1,559
	資本金	80
	資本剰余金	80
	資本準備金	80
	利益剰余金	1,399
	その他利益剰余金	1,399
	（うち当期純利益）	(426)
	合計	**2,950**

第３期決算公告

令和８年３月12日
東京都江東区東砂二丁目14番８号
アドバンス株式会社
代表取締役　成田　聖一

貸借対照表の要旨（令和７年11月30日現在）

科目		金額(百万円)
資の産部	流動資産	20
	固定資産	0
	繰延資産	0
	資産合計	**20**
負純資産及び債の部	流動負債	0
	固定負債	0
	株主資本	20
	資本金	10
	利益剰余金	10
	利益準備金	0
	その他利益剰余金	10
	（うち当期純利益）	(0)
	負債・純資産合計	**20**

新設分割公告

当社は、新設分割により新設するネクストアドバンス株式会社（東京都江東区東砂二丁目一四番八号）に対して当社の不動産事業に関する権利義務を承継させることにいたしました。

この会社分割に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

令和八年三月十二日
東京都江東区東砂二丁目一四番八号
アドバンス株式会社
代表取締役　成田　聖一

第59期決算公告

2026年３月11日
大阪市淀川区西中島５丁目４番20号
株式会社関西シビルコンサルタント
代表取締役社長　瀧浪　秀元

貸借対照表の要旨（2025年12月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	1,873,951
	固定資産	24,870
	資産合計	**1,898,821**
負純資産及び債の部	流動負債	186,111
	固定負債	143,300
	負債合計	**329,411**
	株主資本	1,569,410
	資本金	10,000
	利益剰余金	1,559,410
	利益準備金	5,000
	その他利益剰余金	1,554,410
	（うち当期純利益）	(96,699)
	純資産合計	**1,569,410**
	負債・純資産合計	**1,898,821**

第５期決算公告

令和８年３月12日
大阪府吹田市南吹田五丁目６番14号
株式会社アールディー
代表取締役　小川　伸一

貸借対照表の要旨（令和７年５月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	123,745
	固定資産	68,809
	資産合計	**192,554**
負純資産及び債の部	流動負債	30,532
	固定負債	134,060
	負債合計	**164,592**
	株主資本	27,962
	資本金	5,000
	利益剰余金	22,962
	その他利益剰余金	22,962
	（うち当期純利益）	(11,363)
	純資産合計	**27,962**
	負債・純資産合計	**192,554**

新設分割公告

当社は、新設分割により新設する株式会社ＲＤ（住所大阪府吹田市垂水町三丁目四番四号）に対して当社の石綿（アスベスト）の調査、試料採取、分析及び試験業に関する権利義務を承継させることにいたしましたので公告します。

この会社分割に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

令和八年三月十二日
大阪府吹田市南吹田五丁目六番一四号
株式会社アールディー
代表取締役　小川　伸一

第17期決算公告

令和８年３月12日
香川県三豊市高瀬町上麻乙333番地１
株式会社オークラプレカットシステム
代表取締役　田中　貴宏

貸借対照表の要旨（令和７年12月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	1,272,706
	固定資産	104,035
	合計	**1,376,741**
負純資産及び債の部	流動負債	709,202
	固定負債	425,000
	株主資本	242,539
	資本金	100,000
	利益剰余金	142,539
	利益準備金	24,040
	その他利益剰余金	118,499
	（うち当期純利益）	(43,085)
	合計	**1,376,741**

第 49 期 決 算 公 告

令和８年３月12日
岩手県盛岡市西仙北一丁目18番地24
ミドリ安全岩手株式会社
代表取締役　菊地　衛

貸借対照表の要旨
（令和７年11月20日現在）（単位：千円）

科目		金額
資の産部	流動資産	283,282
	固定資産	8,616
	合計	291,898
負純資産及びの部	流動負債	241,685
	株主資本	50,212
	資本金	10,000
	利益剰余金	40,212
	利益準備金	2,500
	その他利益剰余金	37,712
	（うち当期純利益）	(37,599)
	合計	291,898

第 2 期 決 算 公 告

令和８年３月12日
青森市中央一丁目30番３号
一般社団法人全日本花輪式完全消臭連盟
代表理事　花輪　隆俊

貸借対照表の要旨（令和７年９月30日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	2,002
	固定資産	70
	有形固定資産	70
	繰延資産	327
	合計	2,401
負味債財及産びの正部	流動負債	153
	固定負債	78
	負債合計	232
	指定正味財産	0
	一般正味財産	2,169
	正味財産合計	2,169
	合計	2,401

第 24 期決算公告

令和８年３月12日
愛媛県今治市北鳥生町１丁目３番43号
ナブテスコマリン四国株式会社
代表取締役　竹内　勇治

貸借対照表の要旨（令和７年12月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	275,323
	固定資産	18,244
	合計	293,567
負純資産及びの債部	流動負債	43,267
	固定負債	6,870
	株主資本	243,430
	資本金	20,000
	利益剰余金	223,430
	利益準備金	5,000
	その他利益剰余金	218,430
	（うち当期純利益）	(41,417)
	合計	293,567

第 37 期決算公告

令和８年３月11日
千葉県市川市鬼高４丁目３番５号
京葉ガス不動産株式会社
代表取締役　小形　正浩

貸借対照表の要旨（令和７年12月31日現在）

科目		金額(百万円)
資の産部	流動資産	1,100
	固定資産	10,404
	合計	11,504
負純資産及びの債部	流動負債	839
	固定負債	4,591
	株主資本	6,074
	資本金	90
	利益剰余金	5,984
	その他利益剰余金	9
	別途積立金	5,600
	固定資産圧縮積立金	52
	繰越利益剰余金	321
	（うち当期純利益）	(307)
	合計	11,504

第　2　期　決　算　公　告

2026年３月12日
東京都千代田区丸の内１丁目４番１号
東京共同会計事務所内
トーメイ特定目的会社
取締役　北川　久芳

貸借対照表の要旨（2025年11月30日現在）（単位：百万円）

資産の部		負債及び純資産の部	
特定資産	20,888	流動負債	163
その他の資産	2,006	固定負債	17,575
流動資産	1,873	負債合計	17,739
固定資産	123	社員資本	5,155
繰延資産	8	特定資本金	0
		優先資本金	5,193
		剰余金	△38
		当期未処理損失	38
		純資産合計	5,155
資産合計	22,894	負債・純資産合計	22,894

損益計算書の要旨
（自　2024年12月１日　至　2025年11月30日）
（単位：百万円）

科目	金額
営業収益	841
営業費用	833
営業利益	8
営業外収益	2
営業外費用	47
経常損失	37
税引前当期純損失	37
法人税、住民税及び事業税	1
当期純損失	38

資金決済に関する法律第20条第１項に基づく前払式支払手段の払戻しの公告

岐阜県厚生農業協同組合連合会　中濃厚生病院にて運営しておりました「カード式テレビシステム」につきまして、令和８年３月11日で利用終了し、資金決済に関する法律第二十条第一項に基づき、次のとおり払い戻しを行います。

＜払戻しを行う前払式支払手段の発行者の商号＞
パラテクノ株式会社

＜払戻しに係る前払式支払手段の種類＞
岐阜県厚生農業協同組合連合会　中濃厚生病院（岐阜県関市若草通５丁目１番地）で販売したテレビカード（さくら柄カード952度数）

＜払戻しの申出期間＞
令和８年３月12日（木）９時00分～令和８年９月30日（水）17時00分
※上記の申出期間内にお申し出頂けない場合には、この払戻し手続きから除斥されます。

＜本件に関するお問い合わせ＞
パラテクノ株式会社
〒113―8415 東京都文京区本郷５丁目28番３号
電話（03）3868―0327（受付時間：土、日、祝祭日、ゴールデンウィーク、夏季休暇を除く、９:00～17:00）

令和８年３月12日
東京都文京区本郷５丁目28番３号
パラテクノ株式会社

第　22　期　決　算　公　告

令和８年３月12日　東京都港区虎ノ門二丁目６番１号
Ｍｉｒａｉ２特定目的会社
取締役　滝澤　弘子

貸借対照表の要旨
（令和７年11月30日現在）（単位：百万円）

資産の部		負債及び純資産の部	
特定資産	5,801	流動負債	9
固定資産	5,801	負債合計	9
投資その他の資産	5,801	社員資本	5,791
その他の資産	0	特定資本金	304
流動資産	0	優先資本金	5,580
		剰余金	△92
		当期未処理損失	92
		純資産合計	5,791
資産合計	5,801	負債・純資産合計	5,801

損益計算書の要旨
（自　令和６年12月１日　至　令和７年11月30日）
（単位：百万円）

科目	金額
営業費用	20
営業損失	20
経常損失	20
税引前当期純損失	20
法人税、住民税及び事業税	1
当期純損失	21

第　16　期　決　算　公　告

令和８年３月12日
東京都千代田区丸の内一丁目11番１号
ＬＡＶジャパン特定目的会社
取締役　松澤　和浩

貸借対照表の要旨
（令和７年12月31日現在）（単位：百万円）

資産の部		負債及び純資産の部	
特定資産	6,496	流動負債	5
投資有価証券	6,496	固定負債	1,000
その他の資産	3,474	負債合計	1,005
流動資産	2,470	社員資本	8,965
固定資産	1,000	特定資本金	1,482
投資その他の資産	1,000	優先資本金	5,417
繰延資産	4	剰余金	2,065
		当期未処分利益	2,065
		純資産合計	8,965
資産合計	9,970	負債・純資産合計	9,970

損益計算書の要旨
（自　令和７年１月１日　至　令和７年12月31日）
（単位：百万円）

科目	金額
営業収益	2,108
営業費用	40
営業利益	2,068
営業外収益	0
営業外費用	2
経常利益	2,067
税引前当期純利益	2,067
法人税、住民税及び事業税	1
当期純利益	2,065

第９期決算公告

令和８年３月12日
東京都港区新橋五丁目５番１号
アリソン・アンド・パートナーズ株式会社
代表取締役　ピーター・マックエリゴット

貸借対照表の要旨（令和５年12月31日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	306,546
	固定資産	10,288
	合計	316,835
負債及び純資産の部	流動負債	137,284
	株主資本	179,550
	資本金	10,000
	資本剰余金	100
	資本準備金	100
	利益剰余金	169,450
	その他利益剰余金	169,450
	（うち当期純利益）	(35,911)
	合計	316,835

第10期決算公告

令和８年３月12日
東京都港区新橋五丁目５番１号
アリソン・アンド・パートナーズ株式会社
代表取締役　ピーター・マックエリゴット

貸借対照表の要旨（令和６年12月31日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	364,359
	固定資産	9,532
	合計	373,892
負債及び純資産の部	流動負債	163,324
	株主資本	210,567
	資本金	10,000
	資本剰余金	100
	資本準備金	100
	利益剰余金	200,467
	その他利益剰余金	200,467
	（うち当期純利益）	(31,016)
	合計	373,892

第20期決算公告

令和８年３月12日
東京都港区赤坂五丁目２番20号
赤坂パークビル19階
株式会社キャシュモ
代表取締役　梶井　伸一

貸借対照表の要旨（令和７年11月30日現在）

科目		金額(円)
資産の部	流動資産	215,130,554
	固定資産	3,686,882
	資産合計	218,817,436
負債及び純資産の部	流動負債	43,333,422
	固定負債	1,503,583
	株主資本	173,980,431
	資本金	84,965,000
	資本剰余金	74,965,000
	資本準備金	74,965,000
	利益剰余金	14,050,431
	その他利益剰余金	14,050,431
	（うち当期純損失）	(17,199,536)
	負債・純資産合計	218,817,436

第37期決算公告

令和８年３月12日
名古屋市港区東茶屋二丁目51番地
クリエイト株式会社
代表取締役　坂野　文治

貸借対照表の要旨
（令和７年６月30日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資産の部	流動資産	90,952
	固定資産	121,951
	合計	212,903
負債及び純資産の部	流動負債	31,548
	固定負債	124,700
	株主資本	56,654
	資本金	30,000
	利益剰余金	26,654
	繰越利益剰余金	26,654
	（うち当期純利益）	(2,228)
	合計	212,903

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を金二千万円減少し金一千万円とすることにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

令和八年三月十二日
名古屋市港区東茶屋二丁目五一番地
クリエイト株式会社
代表取締役　坂野　文治

第22期決算公告

令和８年３月12日
広島市佐伯区屋代二丁目１番15号
株式会社ヤシロ
代表取締役　大保　明

貸借対照表の要旨
（令和７年11月30日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資産の部	流動資産	14,555
	固定資産	83,661
	合計	98,216
負債及び純資産の部	流動負債	6,770
	固定負債	29,077
	株主資本	62,368
	資本金	26,900
	利益剰余金	35,468
	その他利益剰余金	35,468
	（うち当期純利益）	(4,206)
	合計	98,216

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を一千七百十万円減少し九百八十万円とすることにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

令和八年三月十二日
広島市佐伯区屋代二丁目一番一五号
株式会社ヤシロ
代表取締役　大保　明

決　算　公　告

令和８年３月12日
北九州市八幡西区割子川二丁目17番32号
株式会社西部
代表取締役　西山　文記

貸借対照表の要旨
（令和７年７月24日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資産の部	流動資産	5,423
	固定資産	44,362
	合計	49,786
負債及び純資産の部	流動負債	6,981
	固定負債	37,091
	株主資本	5,713
	資本金	1,000
	利益剰余金	4,713
	その他利益剰余金	4,713
	（うち当期純利益）	(743)
	合計	49,786

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）左記のとおりです。
（乙）計算書類の公告義務はありません。

令和八年三月十二日
北九州市八幡西区割子川二丁目一七番三二号
代表取締役　（甲）株式会社西部　西山　文記
北九州市八幡西区割子川二丁目一七番三二号
代表取締役　（乙）有限会社ＫＯＧコーポレーション　西山　文記

第７期決算公告

令和８年３月12日
大分県大分市旭町６番35号
株式会社ジェットダイナー
代表取締役　首藤　哲也

貸借対照表の要旨（令和７年12月31日現在）

科目		金額(円)
資産の部	流動資産	52,873,034
	固定資産	110,928,781
	資産合計	163,801,815
負債及び純資産の部	流動負債	47,630,856
	固定負債	358,034,684
	株主資本	△ 241,863,725
	資本金	10,000,000
	資本剰余金	1,283,247
	その他資本剰余金	1,283,247
	利益剰余金	△ 253,146,972
	その他利益剰余金	△ 253,146,972
	（うち当期純損失）	(29,979,178)
	負債・純資産合計	163,801,815

第16期決算公告

令和８年３月12日
大分県大分市王子山の手町14番４号
株式会社ＪＥＴランドコレクション
代表取締役　首藤　哲也

貸借対照表の要旨（令和７年４月30日現在）

科目		金額(円)
資産の部	流動資産	1,661,770,152
	固定資産	1,261,161,286
	資産合計	2,922,931,438
負債及び純資産の部	流動負債	1,271,626,066
	固定負債	782,576,645
	株主資本	868,728,727
	資本金	5,000,000
	利益剰余金	863,728,727
	その他利益剰余金	863,728,727
	（うち当期純利益）	(53,203,906)
	負債・純資産合計	2,922,931,438

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し、乙は解散することにいたしました。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

令和八年三月十二日
大分県大分市王子山の手町一四番四号
（甲）株式会社ＪＥＴランドコレクション
代表取締役　首藤　哲也
大分県大分市旭町六番三五号
（乙）株式会社ジェットダイナー
代表取締役　首藤　哲也

新設分割公告

当社は、新設分割により新設する株式会社ネクストセキュリティ（住所東京都江東区潮見一丁目二三番一〇号）に対して当社の警備事業に関する権利義務を承継させることにいたしました。

この会社分割に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

令和八年三月十二日

東京都江東区潮見一丁目二三番一〇号
株式会社ロジスティック東拓
代表取締役　齊藤　一浩

第26期決算公告

令和８年３月12日
東京都江東区潮見一丁目23番10号
株式会社ロジスティック東拓
代表取締役　齊藤　一浩

貸借対照表の要旨
（令和７年４月30日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資産の部	流動資産	152,846
	固定資産	21,256
	合計	174,102
負債及び純資産の部	流動負債	56,085
	固定負債	24,545
	株主資本	93,472
	資本金	18,000
	利益剰余金	75,472
	その他利益剰余金	75,472
	（うち当期純利益）	(3,860)
	合計	174,102

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を一千五百万円減少し一千万円とすることにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

令和八年三月十二日

広島市南区宇品東七丁目一番一四―一〇二号
山県家具株式会社
代表取締役　後藤　哲信

第55期決算公告

令和８年３月12日
広島市南区宇品東七丁目１番14―102号
山県家具株式会社
代表取締役　後藤　哲信

貸借対照表の要旨
（令和７年４月30日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資産の部	流動資産	14,627
	固定資産	5,887
	合計	20,514
負債及び純資産の部	流動負債	11,273
	固定負債	38,468
	株主資本	△ 29,227
	資本金	10,000
	利益剰余金	△ 39,227
	利益準備金	100
	その他利益剰余金	△ 39,327
	（うち当期純利益）	(1,682)
	合計	20,514

第64期決算公告

令和８年３月12日

愛知県豊橋市駅前大通一丁目55番地
サーラタワー
サーラカーズジャパン株式会社
代表取締役　岡本　庄吾

貸借対照表の要旨
（令和７年11月30日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資産の部	流動資産	5,774,114
	固定資産	7,043,104
	資産合計	12,817,218
負債及び純資産の部	流動負債	7,774,553
	固定負債	4,002,040
	負債合計	11,776,594
	株主資本	1,039,460
	資本金	489,000
	資本剰余金	349,250
	資本準備金	349,250
	利益剰余金	201,209
	利益準備金	21,294
	その他利益剰余金	179,915
	（うち当期純利益）	(△591,327)
	評価・換算差額等	1,164
	その他有価証券評価差額金	1,164
	純資産合計	1,040,624
	負債・純資産合計	12,817,218

第77期決算公告

令和８年２月26日

岡山県岡山市南区西市114番地２
西日本メディカルリンク株式会社
代表取締役　藤本　憲和

貸借対照表の要旨
（令和７年12月31日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資産の部	流動資産	5,022,936
	固定資産	1,368,130
	資産合計	6,391,066
負債及び純資産の部	流動負債	3,831,498
	固定負債	410,332
	（うち退職給付引当金）	(56,066)
	（うち役員退職慰労引当金）	(36,480)
	負債合計	4,241,830
	株主資本	2,131,582
	資本金	100,000
	資本剰余金	214,604
	資本準備金	204,604
	その他資本剰余金	10,000
	利益剰余金	1,816,977
	利益準備金	25,606
	その他利益剰余金	1,791,370
	（うち当期純利益）	(110,860)
	評価・換算差額等	17,653
	その他有価証券評価差額金	17,653
	純資産合計	2,149,236
	負債・純資産合計	6,391,066

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は次のとおりです。

（甲）下記のとおりです。

（乙）左記のとおりです。

令和八年三月十二日

札幌市白石区南郷通二十丁目北三番四三号
（甲）札幌ホンダ株式会社
代表取締役　髙田　靖久

札幌市白石区南郷通三丁目北一番三七号
（乙）株式会社ライズコーポレーション
代表取締役　髙田　芳夫

第18期決算公告

令和８年３月12日
札幌市白石区南郷通三丁目北１番37号
株式会社ライズコーポレーション
代表取締役　髙田　芳夫

貸借対照表の要旨（令和７年12月31日現在）

科目		金額（千円）
資産の部	流動資産	185,810
	固定資産	20,890
	合計	206,701
負債及び純資産の部	流動負債	25,408
	固定負債	37,988
	退職給付引当金	3,343
	役員退職給付引当金	34,645
	株主資本	143,304
	資本金	30,000
	利益剰余金	113,304
	利益準備金	2,190
	その他利益剰余金	111,114
	（うち当期純利益）	(5,207)
	合計	206,701

第39期決算公告

令和８年３月12日　札幌市白石区南郷通二十丁目北３番43号
札幌ホンダ株式会社
代表取締役　髙田　靖久

貸借対照表の要旨　（令和７年12月31日現在）　（単位：千円）

資産の部		負債及び純資産の部	
科目	金額	科目	金額
流動資産	3,525,585	流動負債	1,656,026
固定資産	44,118	固定負債	296,250
		（退職給付引当金）	(74,900)
		（役員退職給付引当金）	(221,000)
		株主資本	1,617,426
		資本金	10,000
		利益剰余金	1,607,426
		利益準備金	2,050
		その他利益剰余金	1,605,376
		（うち当期純利益）	(124,702)
資産合計	3,569,703	負債・純資産合計	3,569,703

第 72 期 決 算 公 告

令和８年３月12日

大阪市中央区本町橋３番６号
ハクゾウメディカル株式会社
代表取締役　一橋　俊司

貸 借 対 照 表 の 要 旨
（令和７年12月31日現在）　（単位：千円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	7,742,216	流動負債	4,262,052
固定資産	7,611,864	固定負債	1,908,185
		負債合計	**6,170,237**
		株主資本	9,183,843
		資本金	90,000
		利益剰余金	9,093,843
		利益準備金	45,000
		その他利益剰余金	9,048,843
		（うち当期純利益）	（443,936）
		純資産合計	**9,183,843**
資産合計	**15,354,080**	**負債・純資産合計**	**15,354,080**

第 82 期 決 算 公 告

令和８年３月11日

名古屋市中村区名駅四丁目５番28号桜通豊田ビル
東山フイルム株式会社
代表取締役社長　堤　　秀介

貸 借 対 照 表 の 要 旨
（令和７年12月31日現在）　（単位：百万円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	4,449	流動負債	1,415
固定資産	4,445	固定負債	349
		株主資本	7,130
		資本金	100
		資本剰余金	2,343
		資本準備金	1,335
		その他資本剰余金	1,007
		利益剰余金	4,686
		利益準備金	5
		その他利益剰余金	4,681
		（うち当期純利益）	（459）
資産合計	**8,895**	**負債・純資産合計**	**8,895**

組織変更公告

当組合は、令和八年二月十四日開催の臨時総会において、議決権総数の過半数の議決権を有する組合員が出席し、その議決権の三分の二以上の多数による議決をもって、筑後川砂利砂協業組合の組織を変更して、筑後Ｊコンクリート株式会社（本店　福岡県久留米市北野町大城一一一八番地八）とすることにいたしました。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、当組合の最終の貸借対照表は下記のとおりです。

令和八年三月十二日

福岡県久留米市北野町大城一一一八番地八
筑後川砂利砂協業組合
代表理事　四ヶ所　章

最 終 貸 借 対 照 表

令和８年３月12日　福岡県久留米市北野町大城1118番地８

筑後川砂利砂協業組合

代表理事　四ヶ所　章

（令和７年３月31日現在）　（単位：円）

資産の部		負債及び純資産の部	
科目	金額	科目	金額
流動資産	1,599,049,043	流動負債	518,218,991
現金	3,113,047	支払手形	163,379,585
預金	1,000,217,008	買掛金	87,269,976
受取手形	261,522,601	短期借入金	200,000,000
売掛金	139,254,695	未払費用	33,685,461
棚卸資産	174,317,705	未払法人税等	7,473,700
立替金	2,098,782	未払消費税等	21,843,700
仮払金	9,472,209	預り金	3,296,569
未収収益	9,052,996	仮受金	1,270,000
固定資産	739,026,042		
有形固定資産	651,485,045	**負債合計**	**518,218,991**
建物	145,508,202		
建物付属設備	12,843,566	組合員資本	1,819,856,094
構築物	73,382,154	出資金	53,411,000
機械装置	98,999,592	利益剰余金	1,766,445,094
車両運搬具	15,332,917	利益準備金	68,670,000
工具器具備品	2,890,009	その他利益剰余金	1,697,775,094
土地	302,528,605	組合積立金	397,225,000
無形固定資産	566,855	特別積立金	397,225,000
電話加入権	566,855	当期未処分剰余金	1,300,550,094
外部出資その他の資産	86,974,142	繰越利益剰余金	1,236,571,857
投資有価証券	86,759,142	当期純利益	63,978,237
長期前払費用	215,000		
		純資産合計	**1,819,856,094**
資産合計	**2,338,075,085**	**負債・純資産合計**	**2,338,075,085**

㈱　減価償却累計額　1,319,372,070円

第 56 期 決 算 公 告

令和８年３月11日　千葉市美浜区新港２番地の１
日本タンクターミナル株式会社
代表取締役社長　山田　　修

貸借対照表の要旨　（令和７年12月31日現在）　（単位：千円）

資産の部		負債及び純資産の部	
流動資産	351,592	流動負債	565,993
固定資産	1,914,162	固定負債	868,299
		株主資本	827,059
		資本金	157,500
		資本剰余金	13,500
		資本準備金	13,500
		利益剰余金	656,059
		利益準備金	38,445
		その他利益剰余金	617,614
		評価・換算差額等	4,403
		その他有価証券評価差額金	4,403
資産合計	**2,265,754**	**負債・純資産合計**	**2,265,754**

㈱　当期純利益　39,828千円

第 4 期 決 算 公 告

令和７年12月25日

東京都港区六本木一丁目３番50号
株式会社ＦＵＮＤｉＴ
代表取締役　廣瀬　　寛

貸借対照表の要旨　（令和７年９月30日現在）　（単位：千円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	1,769,934	流動負債	1,294,272
固定資産	2,908,492	（うち賞与引当金）	（14,047）
		固定負債	1,350,352
		株主資本	2,033,802
		資本金	45,500
		資本剰余金	1,907,940
		資本準備金	932,720
		その他資本剰余金	975,220
		利益剰余金	97,362
		その他利益剰余金	97,362
		（うち当期純利益）	（54,756）
		自己株式	△　17,000
資産合計	**4,678,427**	**負債・純資産合計**	**4,678,427**

第 57 期 決 算 公 告

2026年３月12日　東京都あきる野市上代継字白岩600番地
株式会社東京サマーランド
代表取締役社長　折戸　一義

貸借対照表の要旨　（2025年12月31日現在）　（単位：百万円）

資産の部		負債及び純資産の部	
科目	金額	科目	金額
流動資産	2,279	流動負債	272
固定資産	473	賞与引当金	53
		固定負債	396
		退職給付引当金	392
		株主資本	2,083
		資本金	400
		資本剰余金	100
		資本準備金	100
		利益剰余金	1,583
		利益準備金	9
		その他利益剰余金	1,574
		（うち当期純利益）	（226）
資産合計	**2,752**	**負債・純資産合計**	**2,752**